

平成21年 第4回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成21年12月8日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

---

## 1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

---

## 1, 欠席議員 (0名)

---

## 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 植田知孝君

---

## 1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
住民福祉部長 松田明君	生活環境部長 小西敏夫君
産業建設部長 森島庸光君	総務課長 鍬田芳嗣君

監査委員	楯 宏 君	教育委員長	大西宏興君
教育長	濱川利郎君	教育次長	松原伸兆君
会計管理者	福西博一君	選挙管理委員会 事務局長	駒井啓二君
農業委員会 事務局長	小泉義次君		

平成21年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月8日（火曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 7番 竹 邑 利 文 議員

1. 幼児二人同乗用自転車の町負担について

- ・自転車の購入費の一部補助できるか

2. 公共施設美化の里親制度について

- ・公共施設の美化にボランティアを活用しては

2. 6番 西 川 六 男 議員

1. 子育て支援について —「子育てするなら田原本でせんと！」といえる  
まちへ—

(1) 保育所への待機児童の解消について

- ・具体的施策について

①保育所の増設または拡張を

②認定子ども園の設置を

③「保育ママ」に補助を

(2) 学童保育の拡充を

①該当学年を6年生までに

②保育時刻を7時までに、せめて6時30分までに

③指導員の待遇改善を

2. 法令遵守の管理体制（コンプライアンス）の強化を

- ・個人情報の漏洩問題や公金流用問題について

3. 1番 森井基容 議員

1. 水害対策について

- (1) 河川改修の実現可能性について
- (2) 内水排除のついて、町としての管理強化と整備更新の進捗状況について
- (3) 水路の重点箇所について

2. 石綿セメント管について

- (1) 本町における水道管について  
～石綿セメント管の残存状況について～
- (2) 本町における石綿セメント管の置き換え計画について
- (3) 放置石綿セメント管について

4. 5番 古立憲昭 議員

1. ムダ根絶への認識について

- ①事業仕分けについての認識について
- ②町民ニーズにどの様に応えられるか
- ③ムダの実態の有無は
- ④職員の教育は

2. ゲリラ豪雨について

- ・本町の対策は

3. 新型インフルエンザの取り組みについて

- ①発症の実態と小中学校での対応
- ②ワクチン接種にかかる本町の実態と今後の見通し
- ③ワクチン接種費用のすべての優先接種対象者への助成について
- ④小中学校における予防と対策について
- ⑤住民相談体制について

4. 介護現場について

- ①地域の介護力について
- ②家族介護者の支援について
- ③「小規模多機能型居宅介護」について
- ④認知症の介護について

⑤介護現場の不満及び施設業者について

5. 9番 吉田 容工 議員

1. バイオマス計画について

①本町の地球温暖化対策実行計画にごみ焼却が含まれていないのは何故ですか

②これらの目標を達成するためにどのような施策を実施されていますか、または検討されていますか

③バイオマス計画を策定する部署はどこですか？予定はありますか

④リサイクル計画とバイオマス計画と新ごみ焼却場建設計画全体の構想は検討されていますか、どの部署で検討されていますか

2. 建設工事の事前周知と安全確認について

①事前周知は町の仕事だと思いますが自治会に加入されておられない方等にはどのようにされていますか、これまでトラブルはありませんでしたか

②下水道工事用特記仕様書に、通勤用車の置き場に注意する事、警備員は、同一人を配置する事を原則とすることを追加すること。下水道工事以外の工事でも同様の文書を業者と交わして安全管理項目を徹底する事はできないのか

3. 公務員の守秘義務違反について

①この件に関して具体的にどのような調査を行い、事実関係がどこまで解明されたのか明らかにされたい

6. 11番 松本 美也子 議員

平成22年度予算編成について

7. 3番 森 良子 議員

保健衛生について

1. 歯科衛生のこれまでの取組に対する認識を問う

2. 正規歯科衛生士を採用すべきであるが、見識を問う

3. 子育て支援を充実するために、保健師の増員を求める

○総括質疑（議第44号より議第59号までの16議案について）

○上程議案の委員会付託について

○散 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時00分 開議

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。  
よって議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

---

---

### 一般質問

○議長（松本宗弘君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により、3回を超えることはできません。

それでは質問通告順により順次質問を許します。7番、竹邑利文議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） おはようございます。議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

1、幼児二人同乗用自転車の町負担について。

自転車の購入費の一部補助ができるか。近年幼児2人を同乗させて不安定な走行による交通事故が増加の傾向にあり、本年警察庁が新しく認可した当該自転車は通常の3倍強の価格であります。保育園での通園はほとんど車で送迎している、CO2の軽減、事故防止、人口増を図るための福祉向上を思えば本町も一部補助の規定できないか、お答えよろしく申し上げます。

2、公共施設美化の里親制度について。

公共施設の美化にボランティアを活用しては。公共施設美化のための里親制度の導入について提言し、本町のお考えをお伺いいたします。

財政の苦しいことは国ばかりでなく地方自治体も同様であり、本町としてもその類を免れるものではなく、一番苦しんでいるのは町長ご自身であろうと存じます。そこで、私は町民の善意を町政に活用することについて提案いたします。某町では美化に携わる団体を里親、公共施設を養子とみなして、行政と里親の間で活動区域や活動内容などを明記した合意書を取り交わすそうです。養子の対象となるのは公園や道路、公民館など町が管理している公共施設で、活動団体に対して町は除草や

ごみ拾いなどの美化活動に必要な清掃用具を支給し、ボランティア活動保険の掛け金を負担して支援を行うそうです。また、活動のあかしとして美化活動の名前を記した看板を設置することで一般町民への啓発効果もあるそうです。財政が右肩上がりの時代と違って、今は行政がすべての面倒をみる時代ではなく、町民と行政が一体となって、いかにまちづくりを進めるかが大きな課題であろうと考えています。本町は町民の善意と活力を行政の一環に活用するためにこうした里親制度を導入することについていかがお考えか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） おはようございます。7番、竹邑利文議員のご質問にお答えいたします。

第1番目の「幼児二人同乗用自転車の町負担について、自転車の購入費の一部補助ができるか」というご質問であります。平成21年7月1日から道路交通法施行細則が改正され、16歳以上の運転者が安全基準を満たした幼児二人同乗用自転車を運転する場合はその幼児用座席に幼児2人を乗車させることができるという、いわゆる3人乗り自転車が使用できるように改正されました。子育て世代の中には保育所、幼稚園などの送迎用や身近な外出への利用をと魅力を持つ方もおられると思いますが、制度改正が行われたばかりであり、その利用が6歳児までと限定されていることから、町民の方のニーズが不明であります。本町の道路状況の中で安全に利用できるところでどれくらいあるのかなど、子育ての視点でどのように有効な移動手段となるのかも未知数であります。また、県内におきましては、10月現在で補助を行っている市町村は川西町と広陵町の2町だけあります。このような状況でありますので、本町としましては県下市町村の動向を見極めながら、幼児二人同乗用自転車に対する補助につきましては今後検討してまいり、来年度より実施していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森島庸光君 登壇）

○産業建設部長（森島庸光君） それでは、竹邑議員のご質問の2番目、公共施設美

化の里親制度について答弁させていただきます。

田原本町には都市公園が79カ所、道路延長が261キロメートル、公民館青垣生涯学習センターなどを町が管理しています。公園に関しましては、79公園のうち18公園は町が直接管理し、残り61公園につきましては42自治会との管理協定を取り交わして公園の維持管理全般、清掃、除草等をお願いしているところでございます。道路に関しましては、今年度におきましては緊急雇用創出事業の活用による道路維持管理により、シルバー人材センターに週2回の道路パトロールによる維持補修等を行っています。青垣生涯学習センターにつきましては、シルバー人材センターに清掃などを委託されているのが現状です。

議員ご提案の美化に携わる団体を里親、公共施設を養子とみなして行政と里親の間で活動区域や活動内容などを明記した合意書を取り交わし、活動団体に対し清掃用具を支給し、ボランティア保険の掛け金を負担し、活動の看板の設置をする等につきましては、よく似た内容で現在奈良県土木部におきまして、「みんなで・守ロード事業、地域が育む川づくり事業」として参加団体を募集され、1平方メートル当たり9円の報奨金や清掃用具の支給、ボランティア保険等の加入、サイン（活動看板）の設置等で事業を実施されています。実績といたしましては、橿原市で5事業、桜井市で2事業、広陵町で1事業されていると聞いております。ほとんどが河川の除草であります。

現在本町では各自治会に公園面積のランクづけで委託料をお支払いし、自治会の自主的な活動で維持管理をお願いしています。今後も地域に密着した公園の維持管理につきましては、自治会を中心にお願いしたいと考えていますが、助成内容につきましてはよりよい方法がないか研究を続けたいと考えています。

河川の除草につきましては、現在は考えていません。

よろしくご理解賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 7番、竹邑議員。

○7番（竹邑利文君） ご答弁ありがとうございます。1番の質問に関しまして、近隣では今おっしゃったように川西町と広陵町が実施済みですね。今現在川西町はまだ0件、広陵町で2件発生しております。田原本町と広陵町と大体同じ規模なので、できたらお願いしたいと。実際広陵町に近年人口では負けております。ただし、有



権者では私どもがまだ勝っております。ということは、子どもが少ないということなんですね。だから、こういう施策を持って人口を増やすのも1つの考えかと思っておりますので、これは部長、来年から実施できるわけですか。ということで1つまたご答弁をお願いしたいんですけど。

2番の質問に関しまして、県の桜井土木でも今おっしゃったように守ロード会、道を守る会ですね、それを今やっておりますと。これでボランティアで募集して経費節減になっておりますわね。だから、この本町の公園管理委託料、平成20年度で1,764万円、平成21年度予算で1,805万円出てますね。これをせめて1,000万円以下に軽減できるような、ボランティア活動に持っていくような方向にはできませんでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。

来年度からの実施でございますけども、先ほど申し上げましたとおり、一応本町といたしましては来年度実施していきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） 公園の維持管理費がたくさん要ってるじゃないかというご意見も伺いました。直接管理している公園の芝生の管理でありますとか、あるいはグランドゴルフ場の管理でありますとか、ちょっと大きく費用が嵩まっている部分もございますけども、今後もいろいろ今おっしゃっていただいたご意見も参考に研究をしていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本宗弘君） 部長、ボランティアという形を答えてください。

○産業建設部長（森島庸光君） 今のところボランティアの方を募集して公園の維持管理をお願いするという、現時点では考えておりませんが、いろいろ研究は続けたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 7番、竹邑議員。

○7番（竹邑利文君） はい、ありがとうございます。2人乗り自転車は一応交通安全と、公園の美化はやはり防犯上の関係もございます。だから、私の質問の大きな趣旨はやはり経費の節減と安全・安心のまちづくりということなので、また今後と

もひとつよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 要望だけでよろしいですか。

○7番（竹邑利文君） はい、結構です。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして7番、竹邑利文議員の質問を打ち切ります。

続きまして、6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

○6番（西川六男君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問いたします。

先般田原本町議会議員の改選が行われました。その際に私に町民の皆様からお寄せいただいたご意見や要望の中で一番多かったのは、子育て支援の充実の問題でした。今後予算編成の時期を迎えていることもあり、子育て支援などについて基本的な考えをお聞きし、細部につきましては私の所属する委員会でお聞きをしたいと考えております。

さて、ご存じのとおり本年11月9日は東西冷戦の終結を象徴した1989年のベルリンの壁の崩壊から20年目でした。この歴史的な変革後の20年間を見ますと、日本は外交、政治、経済などさまざまな分野で国際社会の変化への対応に遅れ、世界の中での国家としての日本の存在感が弱まったという指摘がされております。例えば、経済面では日本の変革力が弱く、それに対して中国は1992年から改革開放を加速させ、GDP国内総生産はこの20年間で1.1倍強となり、今年か来年には日本を抜いて世界第2位になると言われております。雇用面では賃金の低い中国などとの競争で単純な賃金が下がり、所得格差の拡大につながっております。このような状況の中で、今後の激しい国際社会の競争に日本が生き抜くためには国家としての日本の方向性、目指す国家の姿を明らかにし、国際競争力を高め、教育や職業訓練、研究開発に企業や国が本腰を入れる必要があるかと考えます。しかし、そのためには根源的には人であります。しかし、今後の高齢社会の拡大に対して、日本の将来を支えるためには人口の増加が不可欠でありますけれども、少子化が改善されておられません。この人口問題は将来の国家戦略として国を挙げて取り組むべき根源的な最重要課題の1つであります。

2006年の少子化社会対策会議のまとめでは、次のように提言されております。

「少子化問題は我が国の在り方が問われている課題であり、厳しい財政事情を踏まえつつも少子化対策を国の基本に関わる最重要政策課題とする一致した認識のもとで知恵と工夫を持って諸施策を強力に推進し、日本の未来と将来世代のために総力を傾注することとする」と明記しています。

今、政権交代した民主党を中心とした政権は経済面の支援として、例えば「子ども手当」の創設などの取り組みを模索しておられます。しかし、仕事と子どもを産み育てるための両立できる環境が必ずしも整備されておりません。例えば、保育所に入りたくても入れない待機児童が2009年4月時点で約2万5,000人に上り、前年に比べ約6,000人増加しております。この現状から待機児童の解消に向け、政府は保育所の設置基準や利用者基準を見直し、自治体に権限移譲をし、子育て支援に対して取り組もうとしております。この観点から奈良県では「子育てするなら奈良でせんと！といえる社会へ」と奈良県子育て応援団を設置して、出産や育児を希望する人が安心して子どもを産み、育てることができる社会、地域づくりに取り組もうとしておられます。

このような状況を踏まえて、私は「子育てするなら田原本でせんと！」とアピールができて田原本町子育て応援団を設置して、田原本町に出産や育児を希望する人が1人でも多くお住まいいただき、子どもたちの声のあふれる活気ある田原本町をつくる必要があると考えます。

この考えから子育て支援の充実について質問いたします。「子どもを保育所に預けたいのだが、なかなか入れない、何とかならないだろうか」といったご意見を多くお聞きしております。先般、健康福祉課に問い合わせますと、10月現在待機児童は27名おられるとのことでした。4月当初、定員の120%を入所させたとのことではありますが、年の後半から入所希望者が増加の傾向があるにせよ、多くの方が順番をお待ちであります。この状況は今後も続くものと考えられます。将来を見据えた子育て支援の観点から田原本町として待機児童の解消に対してどのように考えておられるのか、私の意見を申し上げ、町の方針をお聞きしたいと思います。

私は現在の状況から、待機児童を解消するために社会福祉法人等関係者と協議をいただいて、新しく町立民営保育所、または町内に民間保育所を開所するといった施策が必要ではないかと考えます。差し当たり現在の町立民営保育所を拡張して学

級数を増やし、受け入れる児童数を増やすなどの施策を実施し、待機児童の解消に努めるべきだと考えます。この提案について町の考えをお聞きしたいと思います。

次に、「認定子ども園」の設置についてお聞きをいたします。この問題についてはこれまでも多くの議員の方々から意見の出されているところでありますが、今日の厳しい雇用情勢や賃金格差が拡大する中で共働きの家庭、とりわけ育児世代の女性の再就労の急増といった社会情勢から幼稚園への入園希望者が減少傾向であるのに比べて、延長保育など条件が改善された保育所への入所希望者が多くなっております。さらに、保育所に待機児童が発生している今日の状況から考えて、田原本町として「認定子ども園」を設置すべきであると考えますが、町としての方針をお聞きしたいと思います。

また、当面保育を必要とする待機児童の解消に向けて、保育者の自宅などで少人数の保育を行う家庭的保育事業、いわゆる「保育ママ」に対して財政的な補助制度の実施や場所提供等の支援を行うべきと考えますが、町としてのお考えをお聞きしたいと思います。

次に、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育の拡充について質問いたします。この子育て支援の重要な施策である学童保育の条件の拡充につきましては、私は2006年第3回定例会9月議会で町の考えを質問いたしました。来年度の予算編成を控えたこの時期に再度提案し、町の考えをお示しいただきたいと思っております。

現在、共働きや1人親の家庭が増加し、核家族化の進行などにより児童の居場所が求められております。また、安全確保の観点からも昼間家庭に保護者が不在の児童に対して学童保育の対象児童を6年生まで拡充すべきと考えます。私の調査した県下14市町村のうち実質的に6年生までを対象にしている天理市を含めると、10市町村が6年生まで学童保育を実施しております。ぜひ田原本町も6年生まで拡充すべきと考えます。前回の質問では中島住民福祉部長が「実施要綱や利用施設の状況を勘案して現在は6年生までの拡充は困難と考える。しかし、今後の課題として検討したい」と答弁しておられます。この3年間の社会情勢の変化等を直視し、その検討された結果を町民の皆様にお示しをいただきたいと思っております。

また、保育時間の延長についても多くの市町村が社会情勢の変化に対応し、19時まで実施する市町村が増加をしております。スーパーで働いておられ、学童保育

に入所させておられるお母さんが「午後5時30分ごろ職場を出て、午後6時まで  
に学童に迎えに来て、子どもを家に連れて帰った後すぐ職場に戻っている。夕方の  
5時過ぎから6時過ぎごろが一番忙しいときで、職場に大変気を使っている。働き  
たい人がたくさんいる中で、明日から仕事に来なくてもよいと言われなにか心配に  
なる。できれば午後7時まで、せめて午後6時30分まで延長してもらえないか」  
と訴えられました。本町では平成18年4月より午後6時まで延長されましたが、  
前回保育時間の延長については「今後の課題として検討する」との答弁をされてお  
ります。その後3年余り経過いたしますけれども、今日の社会情勢から子育ての保  
護者を支援するために19時まで延長すべきものと考えますが、町の方針をお示し  
いただきたい。

指導員の待遇改善について、交通費や賃金の支給年齢や経験年数による加算、社  
会保険の加入等待遇の改善を図るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、職員の法令遵守と服務規律を高めコンプライアンスの強化について質問を  
いたします。

最近田原本町に関する新聞の記事が目につきます。国保税の未納者に対する実名  
での報道、それに公金流用に関する報道であります。国保税の未納者に対して税の  
公平な負担の考え方から適切な督促が行われ、徴収に取り組まれておりますけれど  
も、納税すべき住民が納税することは当然であり、納税できない何らかの事情があ  
れば分納などそれなりの方法があり、納税の義務を果たすべきことは当然でありま  
す。国民としての義務を果たすべきことは自明のことです。しかし、税が未  
納であるか否かの全く個人的な情報が新聞に実名で報道されるということはゆゆし  
きことであり、人権の侵害であります。個人の情報は当然保護されるべきでありま  
す。町民の皆さんから「税金を納めているかいらないか、田原本町では新聞社に漏れ  
るのか」「一体個人の情報管理はどうなっているのか」といった町に対する不信の  
声をいただいております。行政機関には家族の構成や保有する資産、所得、通院の  
状況などの大量の個人情報が存在しており、それらの町民の個人の情報がそれを知  
り得る立場の者から外部に提供されたとするならば、地方公務員法、個人情報保護  
法及び田原本町個人情報保護条例に違反をいたします。行政機関はこれらの情報資  
産の管理を徹底すべきであります。個人情報保護の観点から今回の個人情報はどう

して新聞社に流れたのかを徹底的に調査すべきであると私は考えます。

また、今回の公金不正流用問題にしても全く認識が甘いと言わざるを得ません。新聞報道を見た町民の皆様から「会社では鉛筆1本買うのでも上司の許可が要るのに、90万円近くの税金を無理に使うために流用するなんて」、「厳しくなる家計の中から納めた税金がこんな使い方をされているとは」、「田原本の役場はどうなっているのか」、「議員としてしっかりチェックしろ」など厳しいご意見をいただいております。この件について11月11日付けで町長の職員の不祥事のお詫びと報道機関に発表された懲戒処分の内容が町のホームページに掲載されました。また、先般の全員協議会で我々議員に対して説明があり、また、広報「たわらもと」12月号の町長日記に町長の思いが掲載されております。しかし、今後二度とこのような個人情報の漏洩や公金の不正流用などが起こらないように、法令遵守や服務規律の確立のためにどのような具体的な取り組みを行い町民の皆様の信頼回復を行うのか、議会を通じて町民の皆さんに説明をしていただきたい。

以上、再質問は自席で行います。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） それでは、6番、西川議員のご質問にお答えをいたします。

第1番目、第1点目の保育所への待機児童の解消について、具体的施策について、その①の保育所の増設または拡張をとというご質問でございますが、本町といたしましては、増え続けるニーズのために新たな整備が待機児童数の減少に直接には結びつかず、本町も苦慮しているのが実情でございます。本町といたしましては社会福祉法人等と連携して保育整備を進めることはもとより、多様な保育サービスの提供、保育所入所対象児童数の推移及び入所希望者のニーズ等の分析を行ってまいります。町立宮古保育園の増築等につきましては、現在のところ考えてはおりません。よろしくご理解を賜るようお願いをいたします。

次に、2番目のご質問、法令遵守の管理体制（コンプライアンス）の強化を、個人情報の漏洩問題や公金流用問題についてお答えをいたします。

今回の事態につきましては、町民の町政に対する信頼を著しく損なうものと厳しく、重く受け止めております。改めまして心から深くお詫びを申し上げます。この

問題の根本は公務員としてあるべき倫理観、使命感の欠如、社会人として、人としての道徳観が欠落していたことであり、それをチェックできなかった町組織の問題でもあると深く反省をしております。全職員が今回の事態を自分の問題として深刻に受け止め、強い危機感を持って再発防止に取り組むため、先月9日に職員に対して強い決意を持って意識改革に取り組んでいくことを訓辞をし、今月町広報にも掲載をさせていただきました。再発防止策として綱紀粛正、服務規律の遵守のコンプライアンスを充実する研修会を今月に実施をし、町会計規則の厳正なる履行を図り、会計事務、物品等調達事務手続を見直すとともに、非違行為の早期発見、未然防止など公正透明な職場づくりを推進するため、「田原本町職員の内部通報に関する要綱」を12月1日より施行したところでございます。住民の信用、信頼なき行政は一步たりとも立ち行きません。信用、信頼の基本は法令遵守にあるとの意識を職員一人ひとりに徹底させ、町行政の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） 西川議員のご質問にお答えいたします。

第1番目の子育て支援について、「子育てするなら田原本でせんと！」といえるまちへ、第1点目の保育所への待機児童の解消について、具体策施策について。その②の認定子ども園の設置をというご質問でございますが、本町においては幼稚園、保育所がそれぞれの特色を生かし、子どもの生活や発達、学びの連続性を踏まえ、教育、保育を行っているところであり、本町といたしましては現時点では認定子ども園の設置は予定しておりません。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

その③の「保育ママ」に補助をというご質問でございますが、保育に欠ける児童の保育は保育士や施設整備など保育環境が整っている保育所で行われることが望ましいと考えますが、保育ママ等の制度につきましては大変大きなメリットがあると考えます。補助制度や支援の実施について本町につきましては、現在町内には保育ママに相当する保育サークルとして4つのサークルが活動されております。このうち3サークルにつきましては、保健センターの和室を提供しております。なお、財政的な補助制度につきましては現在のところ考えておりません。

第2番目の学童保育の拡充を、その①の該当学年を6年生までにとというご質問でございますが、学童保育は児童福祉法第6条の2第12項に、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生に就学している児童と規定されており、本町の放課後児童健全育成事業実施要綱にも同様の規定をしておりますが、前年度学童を利用していた4年生及び学童利用の3年生以下の弟、妹がいる4年生以上の兄や姉については長期休暇期間及びその前後の短縮授業期間中を学童保育の対象として行っている現状であり、現在実施しております状況より拡大することは考えておりません。

その②の保育時間を午後7時まで、せめて午後6時30分までにとというご質問でございますが、本町の保育時間につきましては、午後5時までであったのを平成18年4月から現状の午後6時まで延長を行ったものであり、現在のところ保育時間を午後7時まで、または午後6時30分まで再度延長することは考えておりません。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

その③の指導員の待遇改善をとというご質問でございますが、指導員は日々雇用職員取扱要領に基づき採用しているもので、賃金につきましては一般事務にかかる日々雇用職員より5号級上の賃金を支給しております。なお、交通費につきましては、取扱要領に支給規定がないため支給はしておりません。また、社会保険の加入につきましては、現在は社会保険法に規定されている加入要件である勤務日数、勤務時間数以上の勤務をしている指導員がおられませんので、加入者はありません。今後加入要件を満たす勤務状態となれば適宜加入させていくつもりであります。なお、交通費や賃金の支給年齢、経験年数による加算については今のところ考えておりません。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） ただいま私の質問や提案に対して町のほうからお考えをお示しをいただきました。いろいろお聞きをしたいことはございますけども、与えられた時間の都合もありますので、1点、認定子ども園の設置について質問をしたいと思っております。

先ほどの答弁では、現時点では認定子ども園の設置は予定していないとの答弁で



ございましたけれども、住民福祉部長と教育長がおいでになる中で、私の意見をこれから申し上げまして、再度町長に答弁をぜひお願いをしたいと思います。

この私が質問いたしました子育て支援の必要性については、いろんな方々からご意見が出されております。11月27日の日経新聞に比較経済学を専門にしておられる神戸大学の宇南山卓氏が次のような意見を述べておられますので、紹介をさせていただきます。

少子化の本当の原因は、よく理由として挙げられる晩婚化よりも非婚化、結婚をしないこと、非婚化である。その非婚化の主な理由は女性の賃金の変化であり、女性が独身にとどまった場合の賃金などの厚生基準が飛躍的に向上している。一方、既婚女性の重要な就労形態であるパートタイム労働者の賃金水準は相対的に低いままであり、賃金などの厚生水準は改善していない。今回政府が実施しようとしている子ども手当は結婚を促進する効果はあるが、子どもを産み育てるために女性の賃金上昇に相当する金額以上の給付が必要で、政策コストは大きい。今日の日本の経済状況から考えて、パートタイム労働者の賃金上昇を目指すよりも結婚、出産後も就労を続けやすい環境を整え、フルタイムで働ける状況をつくるほうが現実的で効果も高い。この出産後の就労継続の支援には保育所制度は有効であり、保育所の整備・充実こそが最大の結婚促進策で、少子化解消策と言える。出生率が1.6台になる可能性もあるといったご意見を述べておられます。

私は平成21年の第2回定例会で町内の小学校の今後の予想児童数をもとに、大規模校である田原本小学校と小規模校の東小学校に対する将来的な町の方針をお聞きし、その際「校区検討委員会を設置し抜本的な対策をしてはどうか」と提案をいたしました。この児童数の格差は小学校のみの課題ではなく、ご存じのとおり幼稚園に顕著であり、深刻であります。とりわけ東幼稚園の状況は深刻であります。東幼稚園は子どもが減って、このままでいくと将来どうなるのかと保護者や地域の方々から心配の声を多くいただいております。私はこの問題を解決する方法の1つとして認定子ども園を東幼稚園に設置することを提案したいと思います。東幼稚園には現在3歳児が9名、4歳児が5名、5歳児が5名、計19名が在園をしておられます。住民福祉課にお尋ねをいたしましたところ、現在東小学校区に在住し、各保育所に入所されている子どもの数は0歳児が3名、1歳児が8名、2歳児が11名、

3歳児が7名、4歳児が11名、5歳児が6名で、計46名です。仮に認定子ども園を3歳児から実施した場合、計算上計43名の子ども数になります。0歳児から実施した場合65名になります。しかし、校区に在住している子どもの中で幼稚園や保育所に通っていない子どももいると思われまますので、さらに人数的には増加する可能性があります。現在の東幼稚園の19名から43名、または65名と大幅に子ども数が増え、その分待機児童も大きく解消されます。もし、この認定子ども園を東小学校の校区に限定しなかった場合、待機児童の現状からさらに子ども数は増加するものと予想されます。私は東幼稚園でモデル的に認定子ども園を実施するのに適切な人数と規模になると考えます。

県下でも認定子ども園の設置の動きが進んでおります。認定子ども園としては奈良市に次いで2番目、幼保連携型としては奈良県で初めての認定子ども園を大和高田市は来年4月、平成22年から開園をいたします。既に子どもの募集をしておられます。大和高田市では改革推進局を設置し、就学前の子ども施設の見直しを3年前から進めてこられたようでありまます。その中で実施に向けての課題ある二重行政の調整や補助金制度に対する対応などの課題に取り組んでこられました。職員の資格については、幼稚園教諭と保育士の資格を両方持っている人を採用するなど、準備を進めてこられたようでありまます。大和高田市では今後平成24年に土庫の保育所と土庫の幼稚園、平成26年度には片塩の保育所と片塩の幼稚園を認定子ども園に移行し、今後市内すべての幼稚園・保育所を認定子ども園に移行するとの計画を持っておられます。

ご存じのようにこの認定子ども園の制度は平成18年10月にスタートいたしましたけれども、平成20年4月1日現在で229件となっており、政府は平成22年度までに安心子ども基金などの新たな財政措置を活用するなどによって認定子ども園の緊急整備を図り、平成23年度には認定件数が2,000件以上になることを目指すといった計画を持っています。今審議をしておられます本年度の補正予算の中でも民主党を中心とした政権は、待機児童の解消を再重要課題として取り組もうとしておられます。今後この動きから毎年認定される件数は増え、社会情勢から考えても今後認定子ども園を開設する市町村が増加していくものと考えまます。田原本町においても待機児童の解消など少子化対策、日本の将来を見据えた子育て支援

のために早急に県下で第3番目の認定子ども園の設置市町村になるために、政府の動きを注視しながら具体的に検討を早急にすべきと考えます。今私が述べました認定子ども園を東幼稚園にモデル的に実施してはどうかという提案、これに対して次世代の育成に責任を持つべき町長の考えを再度お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。待機児童の解消、少子化対策につきましては、現在阪手保育園のほうといろいろ問題解決について取り組みをさせていただいておりました。結論といたしまして、来年から10名の定員増加を図っていただくということで話がついておるところでございます。先ほど申し上げましたように、宮古につきましては現在のところは増設の考えはございませんが、ただ、近い将来において宮古保育園につきましても老朽化の都合上建てかえの時期が来るといふことも視野には入れております。

それから、おっしゃいました認定子ども園でございます。多分、保育園型のことをおっしゃってるんだらうというふうに思いますが、ご承知のとおり今政府におきましては認定子ども園のほうから幼保一元化へというような形も聞いておるところでございます。今後政府の考え方につきまして注視していきながら、認定子ども園のあり方、また幼保一元化のあり方については考えていきたいというふうに考えております。

それから、今現在実施されております大和高田市につきましては、お話はお伺いをしておるところでございますが、そういった状況が今後どのように推移をしていくのか、国の状況も注視をしながら十分に考えに入れていきたいというふうに考えておるところでございます。ありがとうございます。

○議長（松本宗弘君） 校区の設置は、あれは聞かないでいいのですか。東校区への設置。

○6番（西川六男君） ああ、東校区のことについて。

○町長（寺田典弘君） ですから、幼保一元化がどうなるのか、認定子ども園がどうなるのかを注視しながら今後の認定子ども園のあり方について研究をしていきたいというふうに思っておりますので、東幼稚園だけにこだわってということとはござい

ません。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川典弘君） ありがとうございます。少し私から言いますと、前向きの回答をいただけたのではないかなと思っております。先ほど話がありましたように、まちづくりの最高責任者で町長はいらっしゃいますので、社会の変化あるいは政府のそういった予算上の動きなどを見て、あるいはまちづくりの中では10年、20年先を見越した町行政を積極的に推進をしていきたい、していただくようお願いを申し上げたいと思います。そのことを要望して質問を終わりたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、6番、西川議員の質問を打ち切ります。  
続きまして、1番、森井議員。

（1番 森井基容君 登壇）

○1番（森井基容君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

町政の土台となります計画、第三次総合計画や都市計画マスタープランを読ませていただく機会がありました。計画策定にあたり、多くの方々のご労苦に頭の下がる思いで読ませていただきました。さて、本町におきまして、自然災害といえば水害が真っ先に思い浮かぶほどに、残念ながら頻発しております。当然その対策等について記述された部分についても読ませていただきました。

そこで、水害対策について担当部局に3点お聞きいたします。

第1にお聞きしたいのは、都市計画マスタープランの4. 都市防災の方針のうち、（1）水害には「第一段階、河川改修の促進について国・県等関係機関に働きかける。」との記述があります。吉田議員が平成19年第3回定例会の質問の中でも、町長からも議会からも要望書が提出されている旨の発言もありますが、これについての実現可能性について担当部局としてどのように捉えておられますか。大きな災害に見舞われたところが優先的に改修されていくのかとは思いますが、本町が水害頻発地であることは自明のことですゆえ、発生が予見されながら手をこまねく状態に非常に悔しい思いでの質問であります。

第2番目にお聞きしたいのは、「第二段階、内水排除について、水路・準用河川等の管理強化、またこれらの改修や井堰・ゲート等の整備更新を進めていく。」と

の記述があります。これについて、現在では担当部局としてどのような管理強化がなされているのか、また、整備更新の進捗状況についてお聞かせください。

第3番目は、地域防災計画にも書かれていることと関連いたしますが、町として水路の重点箇所での点検、浚渫、清掃を実施されているかと思いますが、重点箇所について具体的にお教えください。

以上の事柄につきましては、担当部局により日々取り組みが進められているところであろうかと思っておりますので、それも含めてご答弁よろしくお願いいたします。

次に、水道管の石綿セメント管について質問させていただきます。

アスベスト問題が世の中を騒がせてからしばらくになります。アスベストは石綿粉塵を吸い込むことにより健康障害を発生させる恐れがある物質で、これに関連する工場の従業員や周辺住民の方々が多く被害に遭われたということが連日新聞等にぎわしておりました。これに関連して、水道管の本管等について、現在ではダクタイル鋳鉄管の使用が常であるようではありますが、石綿セメント管も今から6年ほど前の資料に全国の水道本管総延長の約3%が残っており、距離にして約2万キロメートルになるようであります。石綿管は強度的に脆弱で、地震ばかりではなく衝撃にも弱く、管が割れて漏水をよく引き起こす傾向が他の管種よりもあるけれども、軽量で安価である等の理由でよく用いられてきたようであります。そして、石綿セメント管が残っているのは給水人口が5万人未満が過半数となるようであります。本町もそれに該当するかと思っております。また、石綿、アスベストと聞くだけで要らぬ不安もつきまといます。そこで水道管の石綿セメント管について質問させていただきます。

第1番目に、本町にも今申し上げました石綿セメント管が残存している区域が存在すると聞いておりますが、その主な区域、総延長はどれくらいになりますか。ご答弁ください。第2番目に、それらについて、いつごろ安全な管に置き換える計画であるのかをお聞かせください。第3番目に、使用されなくなって地中に放置されたままになっている石綿セメント管についての把握状態についてもお聞かせください。石綿セメント管についての質問は以上であります。

最後に、第三次総合計画や都市計画マスタープラン等を読んでいきますと、住民の町政参加への機会、住民の意見の反映等の記述が散見されます。また、計画策定に

当たって住民に対するアンケート調査も実施されております。アンケート調査への回答は住民参加の入口でもあろうかと思いますが、その実施について、いささか考えるところがございますが、私は総務文教委員でもありますので、委員会の場で聞かせていただくことといたします。

以上で質問を終わらせていただきます。場合によりましては、自席にて再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

（副町長 森口 淳君 登壇）

○副町長（森口 淳君） おはようございます。1番、森井議員の2番目のご質問、石綿セメント管についてお答えを申し上げます。

第1点目、本町における水道管について石綿セメント管の残存状況についての質問にお答え申し上げます。

平成20年度末の配水管総延長は20万1,400メートルでございます。そのうち石綿管が6,678メートル、約3.3%でございます。大口径300ミリの石綿管は北部幹線として旧町魚町より西代まで約1,990メートル、東部幹線として旧町新地より伊与戸まで約1,300メートル、旧薬王寺浄水場より東に約300メートル残存いたしております。200ミリにおいては、旧薬王寺浄水場より三笠交差点まで約1,100メートルが残存しております。150ミリ以下の石綿管につきましては、主に下水道工事の完了していない地域に残っております。

第2点目、本町における石綿セメント管の置き換え計画についての質問にお答えを申し上げます。

150ミリ以下の石綿管におきましては、今後の下水道工事に伴う補償工事及び改良工事での更新を図り、残りにつきましては単独の改良工事での更新を計画いたしております。石綿管すべての更新につきましては、すべての下水道工事完了後速やかに残りの石綿管を更新いたしたく考えております。大口径の石綿管につきましてはすべて重要幹線であり、工事の規模が大きくなりますので、複数年の計画事業とし、先に施工方法等の概要設計委託が必要と考えております。時期につきましては更新に伴う工事費が数億円必要となりますので、現況財政を踏まえた計画となります。

第3点目、放置石綿セメント管についての質問にお答えを申し上げます。

使用されなくなった石綿管の存置延長につきましては把握できておりませんが、掘り上げた石綿管につきましては産業廃棄物として適切な処置を行っております。石綿セメント管の人体に及ぼす影響につきましては、高速切断機で切断するときに発生する粉塵が害を及ぼしますが、管切断を行うときは工事作業員及び近隣住民の皆さんに影響の出ないように粉塵が出ない工法で作業を行っております。また、地中に存置してある石綿セメント管は粉塵飛散等もなく、害はございません。道路の掘削工事等につきましては関係各課が連携を密にし、作業中に存置されている石綿セメント管を発見したときは適切な処置を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森島庸光君 登壇）

○産業建設部長（森島庸光君） それでは、森井議員のご質問の1番目の水害対策についての1点目、河川改修の実現の可能性について答弁させていただきます。

都市計画マスタープランの都市防災の方針のうち、第1段階、河川改修の促進につきましては、先般の8月議会におきまして竹邑利文議員より同様のご質問がございましたので、その内容と一部重複するお答えになると思いますが、答弁させていただきます。

田原本町を流れる1級河川は河床の高さが周辺の土地より高くなった天井川でございます。天井川の河床高とそこに流入している河川の河床高の高低差並びにそれぞれの流れる水位によって流入してくる河川の流出ができず、周辺の住宅地に浸水の被害が発生することになります。町といたしましては、県河川課及び桜井土木事務所に対して毎年の要望事項といたしまして、寺川河床の堆積土砂の撤去並びに堤防の巡視点検の強化を強く要望しているところです。また、過去におきましては、平成10年10月26日付けで県知事、土木事務所、県議会議長あてにも上申書を提出しております。また、機会があるごとに土木事務所に対しまして、堆積土砂の撤去などの要望を行っているところです。

今年度も平成22年度県予算並びに施策に関する要望事項といたしまして、5月11日付けで田原本町域の寺川河床の堆積土砂の撤去について再度要望を行ったと

ころです。要望内容は、昨今の極端な集中豪雨で上流よりの土砂の流入や水路測溝から土砂の流入により寺川の河床が上がり、降雨が続けば溢水の恐れがありますことから、早急に堆積土砂の撤去をしていただき、有効断面の確保をされたい旨強く要望いたしましたところでございます。先般、桜井土木事務所に再度状況を尋ねたところ、平成20年度にはかがり川の堆積土砂の撤去を行ったとのことでございました。限られた予算の中で今後も危険箇所を重点的に整備する方針であるとのことでございます。

第2点目の内水排除、水路・準用河川等の管理強化、またこれらの改修や井堰・ゲート等の整備方針についてでございますが、内水排除につきましては、ポンプによる強制排水等が考えられるところでございますが、ご存じのように寺川の下流に当たります大和川の流域の溢水があることから、そのような対策も講じられないのが現状でございます。出水期におきましての農業用の井堰や取水ゲート等の取り扱いにつきましては、関係自治会の水利組合のご理解とご協力により巡視、巡回し、報告をいただき、対処しているのが現状であります。自治会負担金の問題はありますが、人的被害の災害を極力なくすため自動転倒ゲートを採用し、耐用年数や管理状態により改修計画を立て、順次自動転倒式のゲート等に取りかえていただき、一定水量を超えた段階でスムーズに流下できるゲートに変更させてもらっているところでございます。今後も地元自治会、水利組合とより一層の連携を図り、管理強化に努めてまいりたいと考えています。

3点目の水路についての重点箇所の点検、浚渫、清掃の実施状況についてでございますが、地域防災計画によります重点箇所につきましては、地域防災計画の資料編1-2-1重要水防箇所一覧表に記載しておりますとおり、大和川右岸左岸、曾我川右岸左岸、飛鳥川右岸左岸、寺川右岸左岸、西門川右岸左岸、新川右岸左岸、かがり川右岸左岸、かんでん川右岸左岸が重点箇所でございます。通常目視による点検を行い、異常箇所がございましたら、管理者である県に対して改善を要望することとしております。また、簡易なものにつきましては、町の職員で対応することもございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくご理解お願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 1番、森井議員。



○1番（森井基容君） ご答弁、ありがとうございます。ご答弁を聞かせていただきました上で、幾つかの私の願いと幾つかの再質問をさせていただきたいと思いません。

石綿セメント管についてのご答弁であります。一日も早い石綿セメント管ゼロの田原本町になりますよう、計画的に着実に取り組みを進めていただきますようよろしく願いいたします。この件については再質問はございませんが、少し願いを述べさせていただきたいと思いません。

厚生労働省やWHOの石綿セメント管に対する見解、飲料水水質ガイドラインというのがあり、その中で健康被害がないと、それは大丈夫なんだというふうに書かれています。しかし、石綿もしくはアスベストという語句を耳にするだけで多くの方々、また私もそうなんですが、有害物質であるとのすり込みができ上がっているのが多くの方にあるかと思いません。ましてや自宅周辺の地下数メートルのところにそれが存在すれば、一日も早い撤去を望まれるのも当然のことかと思いません。そのような不安な心理が皆さんから一日も早く取り除かれますよう、重ねてお願いいたします。また、担当として日ごろより作業には十分配慮いただいている中恐縮ではありますが、撤去作業には厚生労働省から何か分厚いマニュアルも出ておったんですけど、十二分な注意が必要であるようなマニュアルでありました。間違っても石綿粉塵が飛散することなきようお願いいたしたいと思いません。また、地中に放置されているものについては把握、すべてできておらないというふうなことだったかと思いませんが、その点についても他の部局とも連携いただき、よろしくお願い申し上げます。

水害対策について、第1の質問、河川改修についての実現可能性ということで聞かせていただいたわけですが、本町だけで済む問題ではありませんので、他の市町村、また、川は上から下へと流れますので、大阪のことまで合わせて一致団結しないとなかなか解決はいかないのかとは思いますが、ただ、町長はじめ議員先輩諸氏も努力をずっとしてきていただいているにもかかわらず、なかなか実現しないのが現状であります。「天災は忘れたころにやってくる」の言葉どおり、いつ襲ってくるかもわからないわけであります。そして、災害が予見される本町は要望を上げる以外のほかに手が無いのかと。私自身もない知恵を絞りたく思っておりますけれど

も、いかがでしょうか。何か妙案はないでしょうか。なかったらなくて、これから皆で力を合わせて知恵を絞ればよいのかと思いますので、この点について何か妙案があるかないか、その辺のことをお答えいただきたいと思います。

第2番目のことに関しましては、自動転倒ゲートの設置は理想的であることは十分承知しておりますし、各大字の高齢化、もしくは危険防止という観点からもそれが設置できれば一番よいわけですが、巻き上げ式等に比べますと非常にコスト高で、地元負担もはね上がっております。そういう面で町の財政状況にもよるわけですが、好転した際には負担割合の見直しもしていただければ助かる大字等も多く出てくるのではないかと思います。これは要望であります。

3番目の質問に対してのことでは、地域防災計画の文中には町は雨期前に水路の重点箇所での点検、浚渫、清掃を実施するとともに県、土地改良区に対し、河川施設の点検整備や構造物等へ引っ掛かった浮遊物等の除去を要請するというふうに書かれております。しかし、先ほどお聞かせいただいた中では町として目視での点検を行い、簡単なものについては町の職員で取り組んでおると、こういうお話であったと思います。そうしますと、地域防災計画の文章中で私自身の捉え方としましては、町が主体となって点検、浚渫、清掃をされておるように理解しておりましたので、少々残念であります。この文章との整合性についてどう理解していいのかという点について2つ目の質問とさせていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） まず、1点目の河川改修についての件でございます。

議員もおっしゃっていただきましたように、例えば寺川に限っての話にいたしましても、大阪を含めて大々的な河川改修ということになれば、ほかの奈良県、大阪府との協議、あるいはほかの市町村との協議と大きな問題であろうかと思います。なかなか進んでないように今のところ伺っております。ただ、前回の竹邑議員のときもお答えしたんですが、阪手地域につきましては、奈良県におきまして内水による浸水常襲地域、常に浸水が起こる地域だということで指定をされております。その県におきまして指定をされた上で、田原本町だけじゃございませんが、奈良県のたくさんの指定された地域を含めて県のほうで今、減災対策を検討されております。今、聞いてる中ではなかなか妙案が浮かんでないように思いますけども、引き続き

その会議の中で検討していくと、こういうふうになっております。

それから、重点箇所、水路の特に浚渫等の件でございますけれども、農業用からの視点になろうかと思っておりますけれども、雨期前に、例えば5月の連休前後に各自治会なり水利組合の方が地域の水路を掃除していただきます。これの汚泥につきまして、町のほうで責任持って処理をさせていただいております、1箇所に集めて。その地元の方が浚渫していただいていることで、主な水路はかなりきれいになってるかと思います。ただ、地元の地域の方で手に負えない深い河川であるとか、あるいは暗渠の下でありますとか、そういう箇所について非常に悪い状況になれば、また町のほうで検討したいと思っております。以上です。

○議長（松本宗弘君） 文章との整合性というのは。

○産業建設部長（森島庸光君） ですから、町のほうで文章の中であるというふうな表現になっておりますけれども、地域の方で浚渫していただいた土砂を町のほうで責任持って処理させていただいているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 1番、森井議員。

○1番（森井基容君） ありがとうございます。文章の細かい部分でありますので、実務上今後ともお互いにいろいろ知恵を出し合いながら害のない町、水害のない町をつくり出せていけたらと思っております。より安心して、もしくは安全に生活していける田原本を目指してお互いに頑張っていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、1番、森井議員の質問を打ち切ります。

続きまして、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず、最初に無駄根絶への認識についてお伺いをいたします。

政府の行政刷新会議が事業仕分けを開始、来年度の予算の概算要求から無駄を洗い出す作業を本格化させた光景がテレビなどで放映され、それが11月末で終了いたしました。国会議員と民間有識者による仕分け人が予算を要求した各府省の担当者と議論し、その事業が必要か否か、地方に移管すべきかなどの判断をその場で出

しており、長年にわたって硬直化した予算配分にメリハリをつけようとする意図に国民は好感を持って見つめておりました。

事業の必要性を問うことは、その事業を担う組織の見直しにもつながります。単に削減額を積み上げるだけでなく、文字どおり将来の行政刷新につながる議論をも期待されております。特筆すべきことは作業が全面的に公開されたこと。それも会場の限られた人だけでなく、インターネットで中継され、全国どこでも見ることができたのは画期的なことだと思います。予算査定の生の現場が公開され、私たちの納めた税金がどのように使われようとしているのかを見つめる、これは民主主義の原点を確認する機会になるのではないかと考えます。

また、一方で会計検査院が11月11日に公表した報告書では、2,364億円もの税の無駄遣いと不適切な経理処理があったことが明らかにされました。これは最高の規模だと言われております。これとて検査院が検査した範囲で判明した分であり、氷山の一角に過ぎないと言われております。全体の実態はさらに深刻と見られます。余った予算を物品などを発注したことにして業者にプールする「預け」という手口は、省庁や自治体、関連団体で横行していたことや、事業の役割は終わっているにもかかわらず事業費を国庫に返さずため込む「埋蔵金」もあちこちで発掘されております。また、受注業者の選定に当たって競争入札をせずに、天下りの業者と随意契約してコスト削減を怠っていた事例も相変わらず多く報告されております。こうした動きに対して本町の認識と対応を何点かお聞きをいたします。

まず、1つ目は事業仕分け作業にさまざまな問題点があるにせよ、予算査定の生の現場を納税者が見ることができるのは民主主義の原点を確認するいい機会になるのではないかと思います。来年度の予算編成の時期を迎えてその発案権者である町長は国の仕分け作業をどのように認識しておられるのか、お伺いをいたします。

2つ目として、本町の予算はどのように編成され、私たちの税金がどのように使われているのかという意識は今後、ますます増幅されていくと考えられます。町長はこうした納税者、町民のニーズにどのように応えていく考えか、お伺いをいたします。

3つ目として、会計検査院が指摘したように税の無駄遣い、いわゆる預け、埋蔵金、受注業者の選定に当たっての問題点など本町の実態はそのような事実はないの

かどうかお伺いいたします。

4番目として、予算を使い切るという習慣が一般的に見受けられます。それに対して職員への意識改革、特にコンプライアンスにはどのような教育をされておられるのかお伺いをいたします。

次に、ゲリラ豪雨についての本町の取り組みについてお伺いをいたします。

ご承知のようにゲリラ豪雨は極めて狭い地域に雨を降らせ、また、雷雲ができてから最大量に達するまでの時間が非常に短いのが特徴であります。日本の中小河川は流域面積が小さく延長も短い。このため降った雨が一気に川へ流れ込み、短時間で下流まで押し寄せ、総雨量が少なくても十数分間で甚大な被害を発生させることが見受けられております。今までの水害対策は梅雨前線や台風など、半日から3日とか、ある程度時間と空間のスケールを持った災害要因に対して計画を立て、それに対して水防体制や避難体制をとってまいりました。ところが、近年のゲリラ豪雨は発生から発達まで2～3時間しかないのが特徴でございます。規模も1～2キロメートルとの狭い範囲でございます。また、監視予測技術の開発が進んではおりますが、いまだ十分ではございません。頻繁に起こる被害の軽減のために、同時にソフト対策も肝要であると考えております。

そこで、具体的な対策として4点述べさせていただきます。まず1つ目は初動体制の迅速化であります。ゲリラ豪雨の降り始めから氾濫に至るまで非常に限られた時間の中で、被害を最小限に抑えられるよう河川管理者や自治体はホットラインの活用などで迅速な情報提供に努めることでもあります。2つ目として、ゲリラ豪雨に慣れていない自治体に対して対応能力の開発とトレーニングの積み重ねを図らなければなりません。そして、3つ目として、それぞれの地域で河川管理者、自治体、水防団、企業などが連携をし、防災力を高めていく努力が求められるわけでございます。4つ目として、防災情報の向上でございます。これは住民が正しい避難行動がとれるよう住民の防災意識の向上が必要であります。特に自主防災組織は大変重要でございます。本質的には自分自分で守るという考え方を取り戻し、このゲリラ水害に対して地域を強くする必要があります。

以上4点述べさせていただきましたが、この4点を踏まえて本町におけるゲリラ豪雨に対する取り組みをお聞かせください。

次に、新型インフルエンザの取り組みについてお伺いをいたします。

新型インフルエンザの流行がメキシコで確認されてから約半年、全国の推定患者数が100万人以上と報告されました。また、昨日の新聞にはこの新型インフルエンザで亡くなられた方が1,000人を超えたという、感染が拡大したと述べられておりました。この冬に向け、さらなる流行拡大を想定した万全の対策が必要でございます。毎週のインフルエンザの患者の定点医療機関報告から試算した11月上旬の推計患者数は153万人、検出されたウイルスは大半が新型だと言われています。その中で5歳から14歳は6割以上を占めており、小中学生が大変な状況になっております。また、季節性インフルエンザは毎年1～2月ごろにピークを迎えていたが、今回は早くから患者数が増加しており、厚労省は「これから冬本番を迎えるのでいつがピークになるか予測できない」としております。

こうした中で国内でのワクチンの接種が10月19日から始まりました。重症化を防ぐ効果が期待されている反面、発症防止には限界があるが重症化は防げるとし、重い副作用もわずかだが起こるとされております。専門家らは新型インフルエンザの毒性はほぼ季節性並みで、通常は数日休養すれば回復すると見ています。ただし、大半の人に免疫がないため感染力が非常に強い上、妊婦や持病のある人は症状が重くなりやすく、健康な若者でも肺炎などを併発し、重症化するリスクがあると見られております。町内の医療機関では、季節性インフルエンザのワクチンが新型インフルエンザのワクチンの製造で遅れており、どちらも不足しており、混乱の極みと悲鳴が上がっております。接種回数も当初の2回から1回に減らすなど、また輸入ワクチンも安全性の観点から見直しが図られており、ワクチンの対応も刻々と変化しているのが現在でございます。

そこで、冬本番となってきた今日、新型インフルエンザに対する本町の取り組みをお伺いをいたします。1つ目としては、本町における住民の新型インフルエンザによる発症の実態をどのように把握されているのか。また、学級閉鎖など小中学校での対応をお伺いいたします。2つ目として、新型インフルエンザのワクチン接種にかかる本町の実態と今後の見通しについてお伺いをいたします。3つ目は、ワクチン接種には接種費用は6,150円の新たな費用が発生することから、国が負担軽減を講じている生活保護世帯や住民税の非課税世帯に加え、すべての優先

接種対象者に対して接種費用を助成するよう町長に求めますが、考え方を伺いたします。4番目は、冬本番は受験生にとって勝負の冬でもあります。小中学生における予防と対策についてどのように取り組んでいかれるのか、考えをお聞きいたします。5番目、住民にとって新型インフルエンザに対して正確でわかりやすい情報提供が不可欠でございます。混乱を未然に防ぐためにも相談窓口を明確にして、住民の不安に伝える必要があります。住民の相談体制について伺いをいたします。

続きまして、介護現場について伺いをいたします。

私たち公明党は11月から12月上旬にかけて介護総点検運動を行っております。深刻化する介護の実態を総点検し、本格的な高齢化社会に対応した介護のあり方など、新たな介護ビジョンを組み立てていこうと取り組んでおります。このような動きに呼応するかのように、最近高齢社会の深刻な実態を浮彫りにするような2つのデータが発表されました。1つは厚生労働省が11月20日に発表した65歳以上の高齢者に対する虐待の実態であります。2008年度に家庭内や介護施設などで確認されたのは全国で11万4,959件で、前年度より1,624件増加しております。このうち24人が殺害されるなど死亡した深刻な実態を浮彫りにしております。また、家庭内の虐待のうち被害に遭ったお年寄りの45%が介護の必要な認知症で、その加害者の4割が息子だったと述べられています。この調査は高齢者虐待防止法に基づくもので、今回が3回目でございます。厚生労働省は「認知症を患った高齢者の行動や言動へのいらだちや家族の介護の疲れなども背景にあるのでは」と見解を示しております。

また、中日新聞や東京新聞が11月20日付けで発表いたしましたのは、介護保険制度が始まった2000年から昨年までの10年間に高齢者介護をめぐる家族や親族間での殺人や心中などで介護者が死に至る事件が少なくとも400件に上るという実態です。事件は肉親の介護を背負った家族が疲れ果てた末に起こしているケースがほとんどでございます。加害者となった介護者の4割は執行猶予の判決を受けております。行政や周囲の支援を受けられず、孤立し親や配偶者と死を選ぼうとした姿に同情する検察官もあると言われております。この前者の虐待実態調査は65歳以上の高齢者への親族による虐待の相談や、通報を受けた自治体が事実確認をした事例の集計であり、後者は事件として警察発表された新聞情報からのものであ

り、氷山の一角であると言えます。ここに超高齢化社会、家族の崩壊、貧困、制度の不備など、さまざまな問題が絡み合う介護社会の重い現実があります。介護保険はこれからこそ必要な制度であり、私たちが改革して育てることが必要である。

そこで、以下の介護現場の現状の課題について5点お伺いいたします。1つ目は、家族が介護することを前提に介護保険制度は制度設計されております。したがって、独居老人、老夫婦世帯や認知症の介護が支えられていないというエアポケットがあります。そのために地域の介護力の開発が不可欠であります。そのことに関して本町における取り組みをお伺いいたします。2つ目として、増え続ける男性介護者、また加害者の4割が息子という現実から男性介護者の悩みも浮かび上がってきております。今の介護保険制度では家族介護が評価されず、家族介護者の生活支援が必要と思われませんが、その認識と対応についてお伺いをいたします。3つ目、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活が続けられるよう365日、24時間さまざまな介護サービスを提供するのが小規模多機能型居宅介護であります。今年9月で全国に2,192箇所、団塊世代が75歳を迎える2025年には3万箇所の整備が必要とされております。そこで、本町の小規模多機能型居宅介護の現状と設置目標についてお伺いをいたします。4番目、家族内虐待のうち45%が介護が必要な認知症であります。認知症を患ったお年寄りを地域でサポートする見守り支援体制の強化も喫緊の課題であります。本町の現状と対策についてお伺いをいたします。5番目として、介護現場の総点検運動で私自身が最も気づくのは、要支援になった方の介護保険への不満が沈殿しているということでございます。またもう一方、高齢者を自社の多様なサービスに振り分ける利益主義の事業者が見られること、これらについて本町の対応をお伺いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 5番、古立議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、第1番目のご質問の無駄根絶への認識についての1点目、事業仕分けの認識につきましては、内閣府に設置された行政刷新会議において国民的な観点から国の予算、制度、そのほか国の行政全般のあり方を刷新するとともに、国、地方公共



団体及び民間の役割のあり方の見直しを行うためのもので、当面の課題として提出された概算要求についてその必要性について徹底した精査を行うなど、歳出の見直しを図るため事業仕分けが実施されたところでございます。

私の印象といたしましては、国の予算編成作業の一部に民間人が入り、既得権や従来あまり削減対象になっていない事業への切り込みなどが行われ、またその様子が公開されたことにより国民の側に予算への関心の高まりがあったことや、要求側の各省庁に説明責任が求められるなど、双方の意識改革にもつながったのではないかと考えておりますが、ただ一部劇場型であったとも感じておるところでございます。

2点目の本町の予算はどのように編成され、私たちの税金がどのように使われているのかという納税者、町民ニーズにどのように応えていくかのご質問につきましては、国の事業仕分けの手法が本町になじむのかどうか、導入するには課題もあり、現実では難しいと考えております。1つの方策として、現在構築に取り組んでおります行政評価を活用し、継続的な業務の改善、説明責任の遂行、総合計画の実施計画を連動させ、実施計画査定及び進捗の確認、また予算査定の精度を高めるための基礎資料としてまいりたいと考えております。

3点目の会計検査院が指摘したいいわゆる「預け」、「埋蔵金」、受注業者の選定に当たったの問題点等が本町にはないのかとのご質問でございますが、そのような事実はございません。

4点目の予算を使い切るという習慣が一般的に行政サイドにあり、それに対して職員への意識改革、特にコンプライアンスについてどのように教育をされているのかの質問につきましては、本町の場合の予算編成におきましては、経常経費については枠配分を行っており、決算額ではなく前年度予算をベースとして配分をしておりますことから、翌年度予算獲得のために使い切るということをあまり意識する必要はないと考えられます。

職員の教育につきましては、今後一層綱紀粛正、服務規律の遵守について周知徹底を図ってまいりたいと考えるとともに、法令遵守の職員研修の実施を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 中島昭司君 登壇）

○総務部長（中島昭司君） それでは、古立議員の2番目のご質問、ゲリラ豪雨、本町の対策についてお答えをいたします。

近年ゲリラ豪雨と呼ばれる予測困難な局地的な大雨が各地で発生し、被害が相次いでおります。自然災害はいつ、どこで発生するかわかりませんが、自分自身や家族の生命や財産を守るためにも常日ごろから災害時の情報入手方法、安全な避難ルート、避難場所を把握し、避難時の持ち出し品の用意など災害発生には早目の判断、行動が重要であると考えます。地域の被害を最小限に軽減するために、職員の初動体制の迅速化を図るため地域防災計画の見直しをいたしましたとともに、職員初動マニュアル、携帯版マニュアルを作成し、携帯電話メールを利用した気象情報及び河川情報提供システムの利用の促進を図りたいと考えております。また、各関係機関団体との連携を積極的に進めまして、地域で互いに助け合うための自主防災組織の結成並びに育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） それでは、古立議員の第3番目の新型インフルエンザの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

第1点目の発症の実態と小中学校での対応というご質問でございますが、本町の各学校園における新型インフルエンザ既罹患者数については、平成21年8月から11月までの実態で、幼稚園園児数470人のうち108人で23.0%、小学校児童数1,794人のうち669人で37.3%、中学校生徒数863人のうち271人で31.4%であります。合計で3,127人のうち1,048人で33.5%であります。また、新型インフルエンザに関する対応についての学級・学年閉鎖及び休校については、奈良県新型インフルエンザ対策本部よりそれぞれの基準に基づき感染拡大防止の視点から集団発生を早期に食い止めることを最優先とし、各学校園における感染予防対策の充実並びに児童生徒等に対する保健指導の徹底をお願いしているところでございます。各学校園において学級・学年閉鎖及び休校数で

ありますが、平成21年9月から11月末までの学級閉鎖85学級、学年閉鎖19学年、休校2校園であります。

第2点目のワクチン接種にかかる本町の実態と今後の見通しというご質問でございますが、県から集団接種を行う市町村への新型インフルエンザワクチンの優先配布を受け、12月9日から18日までに磯城休日応急診療所におきまして、優先接種対象者のうち1歳以上の幼児から小学3年生までの児童について、1回目のワクチン接種を実施いたします。なお、2回目の集団接種につきましては、県からのワクチン配布の時期等連絡がありませんので、現在のところ未定であります。また、小学4年生以上中学生及び高齢者の方の集団接種につきましては、国及び県の方針が何ら示されておりませんので、今後については国または県から連絡があり次第対応してまいりたいと考えております。

第3点目のワクチン接種費用のすべての優先接種対象者への助成についてというご質問でございますが、本町といたしましては、国における新型インフルエンザワクチン接種助成費補助金交付要綱に基づく交付対象者である市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯の方についてワクチン接種費用の全額を助成するもので、これにかかる費用につきましては補正予算で措置するもので、今回の議会に上程しております。なお、その他の被接種者の方の助成は考えておりません。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

第4点目の小中学校における予防と対策についてというご質問でございますが、先ほど述べましたとおり、小学1年生から3年生につきましては今年9日から集団接種を行いますが、小学4年生から高校生までの生徒につきましては現在のところかかりつけの医療機関での接種をお知らせしているもので、国または県の対応が示され次第対応してまいりたいと考えております。

第5点目の住民の相談体制についてというご質問でございますが、本町では新型インフルエンザに関する相談窓口に関しましては、今年5月から町のホームページに掲載するとともに、広報6月号では折り込みチラシにより住民の皆様に情報提供を行ってまいりました。また、国のワクチン接種についての具体的な方策の決定を受け、新型インフルエンザワクチン接種についてのチラシを先月14日に自治会長さんを通じて全世帯に配布いたしましたものであります。なお、本町の相談窓口は保健

センターであります。住民の方が役場本庁に来られた場合は健康福祉課の窓口において対応させていただいております。

次に、第4番目の介護現場について、第1点目の地域の介護力についてというご質問でございますが、田原本町の高齢化率は23%を超えております。ここ数年で超高齢化社会を迎えようとしているところでございまして、高齢者支援の対策に取り組んでいるところであります。高齢者、いわゆる独居老人、老夫婦世帯や認知症の方への支援といたしましては、現在田原本町老人クラブ連合会女性部からなります友愛チームによりますひとり暮らし老人に対する生活確認等やケアマネージャーや地域の自治会及び民生児童委員等の連携等により、地域の介護力を高めております。また、ひとり暮らし老人に対する緊急通報装置の貸与事業も行っております。

第2点目の家族介護者の支援についてというご質問でございますが、平成21年度版高齢社会白書の要介護者から見た主な介護者の続柄によりますと、同居の家族等介護者では配偶者が25.0%、子が17.9%、子の配偶者が14.3%、その他の親族等が42.8%という割合となっております。また、男女では全体の71.9%が女性、28.1%が男性となっております。徐々にではございますが、男性の介護者も増えてきている状況であります。寝たきり高齢者や重度の認知症、高齢者が在宅で生活を続けていくためには要介護者へのサービスとともに、要介護者の在宅介護を支えるキーパーソンとなる家族介護者が必要であり、かつ重要であると思っております。しかし、家族介護者の方々は毎日の介護によって精神的にも肉体的にもストレスや不安を抱える場合があり、それが高齢者に影響を与える場合も少なくないとされていることから、家族介護者のストレスを解消し、介護負担を軽減するための家族介護者支援を実施することが重要であり、このことが高齢者の在宅生活を支援することにつながるものと考えております。

第3点目の小規模多機能型居宅介護についてというご質問でございますが、議員ご承知のとおり小規模多機能型居宅介護は平成18年4月の介護保険制度改正により創設された地域密着型サービスの1つで、介護が必要となった高齢者が今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるよう通いを中心に訪問、泊り、3つのサービスの形態が一体となり、24時間、365日切れ間なくサービスを提供する、規模は小さいながらも多彩な機能を持った施設です。本町では平成21年3月に策

定した高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において平成21年度から3カ年の利用者数と利用回数を見込み、事業計画に基づき1カ所の新規開設を計画し、町広報紙等で期間限定の募集という形で算入事業者の募集を行ってまいりました。

第4点目の認知症の介護についてというご質問でございますが、認知症は脳の先天的機能が低下し、日常生活に支障を来す状態のことを言い、脳の障害によって起こる病気で、年齢が増すとともにだれもが不安を覚える病気であり、寝たきり状態へ移行する原因となります。本町では学識経験者、民生児童委員協議会をはじめとする関係団体及び田原本警察署などの行政機関をもって構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を平成20年12月に設置し、高齢者虐待の防止等について審議いただき、高齢者虐待の対応と養護者への支援をいたしております。また、高齢者虐待を未然に防止するため、広報等により啓発や相談及び通報窓口の周知についても啓発をしてまいっております。

第5点目の介護現場の不满及び施設業者についてというご質問でございますが、要支援となった方の介護保険への不满が沈殿しているのではないかと、また高齢者を自社の多様なサービスに振り分ける利益主義の事業所が見られる、これに対して本町の対応についてお尋ねでございますが、初めの要支援となった方の介護保険への不满に対しましては、本年度大きな介護保険制度の改定があったわけですが、議員ご承知のとおり、介護認定には主治医意見書や調査員の基本調査をもとにして出た一次判定結果と主治医意見書及び特記事項を勘案しながら介護認定診査会で最終判断をしていただいております。要支援の方の要介護状態が比較的軽く、予防することが心身の機能維持または改善する可能性が高い方であり、要介護の方は疾病や認知症などによって心身の状態が極めて不安定で、予防効果が将来的にも期待できないと判断される方となり、要介護とならず要支援となった方には、制度を十分理解を得るように説明させていただき、その上で状態が変化した場合につきましては、変更申請により再度審査会で判断していただく方法をとっております。

また、高齢者を自社の多様なサービスに振り分ける利益主義の事業所が見られるに対しましては、ケアマネージャーに対する聞き取り調査及びケアプランの内容のチェックをし、過度のサービスにならないように努めてまいりたいと思っております。以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。時間もあまりありませんので、1～2点ちょっとお伺いさせていただきます。

無駄根絶の中で町長が述べられました行政評価を活用し、継続的な業務改善とおっしゃっておられたんですけども。確かにこの行政評価、ここ数年やっておられるんですけども、どうしても評価される方が内部の方、行政の内の方でやっておられるようにお見受けしますので、当面はそれでいいと思うんですけども、今後外部の方を入れてそういう行政評価をしていく方向というものはどうお考えかということをお聞きしたいと思えます。

それと次に、ゲリラ豪雨やこの新型インフルエンザというのは、やはり緊急対策にかかわるものだと思います。したがって、特に緊急対策でございますので、住民さんのまず第1はわかるんですけども、役場内での事業継続をどのようにやっていくのか、そこら辺がやはり今後非常に大事な問題だと思います。いわゆる事業継続計画ということでございます。これに関しては以前質問させていただいたんですけども、今後検討していくということでございましたんですけども。やはりこのインフルエンザに対しても事業計画、例えば職員さんがほとんどそれにかかって休まれたとした場合、どういう具合に対応していくのか。そういった部分での事業継続計画なり、非常に重要だと思いますので、この事業計画に対してどのようなお考えになっているのか、お聞きをいたします。

それとインフルエンザの中で今、小学3年生までの方はワクチンを確保していただいておりますが、それが全部使い切れるのかどうか、使い切れなかった場合はどうされるのかという点と。それともう1点、今日の新聞によると、小中学校の進学受験生の方、高校受験、中学受験の方に優先的に接種をするというふうなことを今日新聞に出ておりましたんですけども。それにそういった余った部分を回すことができるのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。今おっしゃったとおりでございます。今現在やらせていただいておりますのが行政評価システムの構築ということでさせ

ていただいております。まずもちましてシステムの構築を図った上で、外部識者からどういったご意見をいただければいいのかというところを諮っていきたいというふうに考えております。議員のご意見として今後参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） ゲリラ豪雨に対しますご質問で、事業計画等はどうのようになっているのかと、こういうことでございますけれども。先ほどもご答弁の中で申し上げましたように、地域防災計画が基本でございます。その中で集中豪雨という部分、それに増しましてゲリラ豪雨という部分がございまして、それを迅速に的確に把握し住民の皆さまにお知らせをすると、そして、人命を第一に考えまして減災対策をとっていくと、こういうことでございますので、それに伴います職員に初動捜査のマニュアルということで携帯版を全職員にお渡しをするということ、そして職員に災害時の初動マニュアルを全職員にお渡しするという、そして計画といたしましては、その地域防災計画の向上を目指しますアクションプランと言いついて、そういう部分の22項目に対しましての実施を今後10年間で行っていくと、こういう形で進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。

12月9日から18日までに行いますワクチンにつきましては、もうほとんど余る予定はございません。今、申し込みではもういっぱいになって、ないということでございます。続きまして、小学4年生以降中学校の方でございまして、新聞には書いておったということでございましたけど、何分にも国また県から何の連絡もございません。ただ、聞いておりますのは一応来月、来年1月の末には確保できるのではないのかなということは聞いております。以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ありがとうございます。新型インフルエンザのワクチンについては、受験生は優先するというふうなことが今日載っておりましたので、どうか確認していただいて、先に優先的に量の確保をしていっていただきたいと思いま

すので、よろしく願いいたします。

それと、最後のほうに一言だけ言っておきたいのは、やはり今度いろんな町で問題が起きました。それに対して町長はいろんな職員の教育とか綱紀粛正、いろいろ周知徹底やっていたいただいております。そして、法令遵守の職員の研修も実施していただいております。しっかりとその辺をやっていたいただいて、二度とこういった不始末が起らないようにやっていただきたいと思います。と同時に、我々議員もやはり職員さんだけがそれを法令遵守を徹底するのではなくて、我々議員もこれからしっかりと3万有余の方に選ばれた我々でございませう。住民の皆様方の鏡となるような行動をとっていただきたいと思います。その辺のことをしっかりと職員、議員、行政全員がそういう認識を持って町民のためにやっていきたいと思っておりますので、どうか皆様方そういう認識を持っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、5番、古立議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時48分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは、議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

まず、バイオマス計画について質問をさせていただきます。

昨日からコペンハーゲンで第15回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP15）が開かれています。地球温暖化が地球環境に大きな影響を与え、人類の生存にもかかわる問題として全世界で検討されています。環境NGO機構ネットワークの資料では、日本国内の二酸化炭素の排出量は2003年度で12億8,000万トンです。そのうち産業界が約80%を排出しています。家庭から排出されている二酸化炭素は自家用車分を入れて約11%、その他が自治体等から排出されていま



す。これを削減するためには、まず大きなウエートを占めている産業界が率先して削減することが求められています。本町も環境問題には大きな関心を示し、平成18年に「田原本町地球温暖化対策実行計画」が策定されています。町が行う事務事業が原因で発生する温室効果ガスの排出を抑制することを目的としています。中身は昼休みの消灯など省エネルギー行動指針、紙の節約など廃棄物削減リサイクル推進、再生材を多く使用した商品を買うグリーン購入、環境に配慮した公共事業、職員の環境意識の向上などです。残念ながら、ごみ焼却から発生する温室効果ガス排出削減については全く言及されていません。平成15年閣議決定された「循環型社会形成推進基本計画」には平成12年度比家庭ごみ量を20%削減、事業系ごみ量も20%削減することが明記されています。

そこで質問します。本町の地球温暖化対策実行計画にごみ焼却が含まれていないのはなぜですか。

ごみの削減とリサイクルについては、本町もいろいろな取り組みをされています。資源ごみの分別収集、容器包装廃棄物の分別回収、粗大ごみからの資源回収、資源回収団体による集団回収、白色トレイなどの事業者等による回収、コンポスト化、廃食用油の引き取りなどに取り組まれています。しかし、収集ごみと持ち込みごみの大半が焼却されています。年間1万トン燃やしています。燃やすと嵩は減りますが、約1,600トンの灰が出ます。しかし、8,000トンがなくなったわけではありません。ガスとして排出されています。大半が二酸化炭素として空気中に排出されたこととなります。「一般廃棄物（ごみ）処理計画」には、平成22年度に向けて総排出量を平成9年度比5%削減に努力する、リサイクル率を25%に努力すると書いてあります。容器包装プラスチックの収集を清掃工場新施設稼働に合わせて取り組んでいくと定めています。そこで質問します。これらの目標を達成するためにどのような施策を実施されていますか。または検討されていますか。

世界のごみ処理の考え方は、焼却からリサイクルと堆肥化に移行しつつあります。先ほども示しましたように、焼却はごみを温室効果ガスに変えるだけで目の前からは消えたが、より大きな地球温暖化へと問題を複雑にします。家庭系生ごみと事業系生ごみ、木、わら、剪定枝葉、農産物残さを堆肥化することで肥料や土壌改良剤に変えて使用すると、二酸化炭素などを土に固定することになります。大気中に放

出すのではなく、土中に固定することは温室効果ガスの削減に大きく寄与します。実際本町のごみの組成比率を見ると、紙・布類が43%、木・竹・わら類が5%、食堂等から出る厨芥類が19%、ビニール・合成樹脂等が20%となっています。収集されたごみの4割を占める紙類をリサイクルし、木・竹・わら類と厨芥類を堆肥化する。ビニール・合成樹脂などの容器包装プラスチックをリサイクルすると、燃やすものはほとんどなくなります。まだまだリサイクルと堆肥化は可能です。さらに、木・竹・わら類、農産物残さで自家焼却されているものを勘案すると、もっと多くの堆肥材料があります。これらの資源を堆肥化するバイオマス計画を策定し、焼却ごみの減量に努めることが求められています。そこで質問します。バイオマス計画を策定する部署はどこですか。予定はありますか。

総合政策課でゴミ処理中間施設について検討されていますが、特別委員会での話は、ゴミ処理施設をどのように建てるのかという問題に矮小化されていて、焼却場が建ちさえすればいいとなっているように感じます。本来はリサイクルをどこまで進めて、そのための用地がどれだけ必要で、その結果どれだけの焼却施設が適正かを検討することが求められています。そこで質問します。リサイクル計画とバイオマス計画、新ゴミ焼却場建設計画全体の構想は検討されていますか。どの部署で検討されていますか。

新清掃工場の建設はリサイクルとバイオマス＝二酸化炭素の土中への固定化を進める町に転換するチャンスでもあります。将来を見据えたまちづくりに踏み出されることを提言いたします。

2番目に、土木建設工事の事前周知と安全確認について質問します。

道路工事、水路工事、水道工事、下水道工事など公共工事はその効果は周辺の方に及ぶわけですが、その反面工事期間中は交通面、安全面等大きな負担をかけることとなります。事前に町が周知徹底し、工事中は安全を確保することが協力を引き出し、順調に工事を進めることができることにつながります。そのために下水道課では請負業者から下水道工事事用特記仕様書を提出させ、安全面を図っておられます。そこには安全管理として、「現場安全管理においては休日、祝日、夜間を問わず24時間体制で行うとともに、交通整理員1日につき2人以上を配置し、保安標識、標示板、保安柵、照明施設の設置を十分に行い、安全管理面と月間工程表を地元自

治会並びに役場担当課に毎月提示し、迂回路、通学路にも交通整理員を必ず配置し、安全に配慮しなければならない」と明記されています。そこで、質問します。事前周知は町の責任だと思いますが、自治会に加入されておられない方等にはどのようにされていますか。これまでトラブルはありませんでしたか。

この間「事前に連絡がないまま工事が始まった」、「現場監督がいなかった」、「工事人の自家用車が邪魔になった」、「警備員が毎日入れ替わって対応が不適切だった」などの苦情が寄せられています。現場監督がいなかったというのは論外ですが、そのほかのことは少し配慮すればできることです。近隣住民等の協力を得るためにも、少し細かい指示にはなりますが、下水道工事用特記仕様書に通勤用車の置き場に注意すること、警備員は同一人を配置することを原則とすることを追加すること、下水道工事以外の工事でも同様の文書を業者と交わして安全管理項目を徹底することはできないのか、答弁を求めます。

3番目の質問に移ります。公務員の守秘義務違反について質問します。

地方公務員法第34条は公務員の秘密を守る義務を定めています。「職員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後といえども同様とする。」としています。そして、守秘義務違反行為を行った職員（地方公務員法第60条）及び秘密を漏らすことを企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし、又はそのほう助をした者（地方公務員法第62条）に対しては刑事罰が定められています。このような行為を行った税務課の職員の場合、秘密漏洩に関する罪として、地方税法第22条、「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は30万以下の罰金に処する。」と定められています。大変厳しい内容が法律で決められています。もちろん個人情報の保護に関する条例でも、業務上知り得た情報を漏らしてはならないと定められています。

今年の10月毎日新聞に「町議が国保税未納」という記事が載りました。本日は本人に許可を得て、重大な守秘義務違反を正す観点から質問いたします。世帯主である夫が滞納していたため、自身の同税も未納になっていた。町議就任の前のもので、計数十万円あったが直近になって納付したと報道されていました。この内容は納税義務者と徴税を担当する町吏員しか知る由のない情報です。記事には、町議は

取材に応じていないことが書かれていました。そうすると、情報源は徴税を担当する町吏員ということになります。町職員が業務上知り得た情報を守るのではなく、自らの判断で個人情報をもてあそんでいる、これは地方公務員法にも地方税法にも厳しく規定されている守秘義務違反を繰り返していることを意味します。大変由々しき事態です。10月の総務文教委員会で町長は「理事者側でも無視しているわけではございません。理事者側から出た可能性があるとして十分に認識しております。総務部長はじめ各職員の中で調査しておるところでございます」と表明されました。そこで質問します。この件に関して具体的にどのような調査を行い、事実関係がどこまで解明されたのか、明らかにされたい。

「私どもは一切他言しておりません」と言葉だけでは何の改善にもなりません。反対に情報を漏らしても見つからないとなれば、今後も情報を漏洩することを助長することにつながります。住民にとっても情報を漏らされるのではないかと、心配で町職員を信頼できなくなります。町長がリーダーシップを発揮され、事実を解明され、町への信頼を回復されることを切に求めて一般質問とします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 9番、吉田議員の3番目のご質問、公務員の守秘義務違反について、この件に関して具体的にどのような調査を行い、事実関係がどこまで解明されたのかを明らかにされたいについてお答えを申し上げます。

納税義務者の未納並びに納税状況の情報流出について、関係課内におきまして管理職を含む全職員に聞き取り調査を行った結果、そのような事実は一切ございませんでした。なお、先ほど西川議員、古立議員のご質問にもお答えをさせていただきましたとおりでございますが、職員の綱紀粛正、服務規律の遵守についての意識を徹底し、町行政の信頼回復に努めてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

（生活環境部長 小西敏夫君 登壇）

○生活環境部長（小西敏夫君） 吉田議員の第1番目の第1点目、本町の地球温暖化

対策実行計画にごみ焼却が含まれていないのはなぜですかについてご質問にお答えさせていただきます。

本町といたしましては、平成17年度に田原本町地球温暖化対策実行計画を策定し、庁舎や学校施設及びすべての町公共施設を対象として、温室効果ガスを平成16年度の実績を基準に平成18年度から平成22年度を目標年度として5年間で6%の削減目標を定め、取り組んでおります。主な取り組みといたしましては、電気や燃料、紙、水道水の節約、自動車の使用抑制と自転車の使用、低公害車の導入、リサイクルの推進、グリーン購入による物品の購入、太陽光発電や雨水利用などの自然エネルギーの利用などを進める内容となっています。平成14年度から毎年6月から9月までエコスタイルキャンペーンの実施、平成17年度から毎年12月から3月までウォームビズを行っており、冷暖房時の温度調整や夏場のノーネクタイや冬場の服装の工夫などによる対策に取り組んでいるところでございます。これからも地方公共団体の果たす役割に対する社会からの要請、期待に応えるためにも職員の環境配慮行動が極めて重要でありまして、職員一人ひとりが自身の行動の中で、また職員を取り巻く環境、例えば職場や家庭から環境に対する意識を高めることにより、自治体としての役割を担うことができると考えております。

同じく平成17年度から住民の方々を対象とした田原本町家庭版ISO認定制度を創設いたしました。この制度は今日地球規模の環境問題は深刻さを増す中、私たち一人ひとりがこれまでの生活を見直すとともに、地球全体で環境保全に関する取り組みを積極的に進めております。

そこで議員お尋ねの本町の地球温暖化対策実行計画にごみ焼却が含まれていないのはなぜですかにつきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条にかかる実行計画策定マニュアルにより作成いたしましたが、実行計画における対象は地方公共団体の事務及び事業であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務すべてが対象となっております。ただし、計画の当初から関連するすべての事務事業を対象とすることが困難な場合は、可能な範囲で段階的に対象とする方法も考えられるとうたわれております。本町の地球温暖化対策実行計画の対象の事務事業につきましては、町自らが実施する事務事業及び職員が行う活動として計画の当初から関連するすべての事務事業を対象とするのではなく、当初は可能な範囲での実行

計画の作成をいたしたわけですので、この計画にはごみ焼却についての内容は記述いたしておりませんが、ごみ処理は循環型社会形成推進法にのっとり田原本町一般廃棄物処理基本計画を作成し、ごみの減量化を行うことにより、ひいては地球温暖化防止という効果の側面を合わせ持ちながら実施いたしているところでございます。

続きまして、第2点目、ごみの削減とリサイクルについての目標を達成するためにどのような施策を実施されていますか、または検討されていますかとお尋ねですが、本町では家庭ごみの発生抑制を目的として、平成18年10月より燃えるごみの有料化を実施し、さらに平成19年度には「家庭ごみ減量化の手引き」を作成して全町、全戸に配布を行い、ごみ減量の方法についての周知と安全・安心なごみ処理への啓発、資源物の回収などの推進を図り、ひいてはこれらの行為が資源循環型社会の構築や地球温暖化対策に寄与するものであるとの町民への理解を深めることを考え、ごみ行政を推進いたしております。また、平成20年3月には田原本町一般廃棄物処理基本計画を作成し、その中に議員がお述べのとおり国の廃棄物の減量化の目標量が平成13年5月に環境大臣で定める基本方針として閣議決定され、平成22年度を目標年次として、平成9年度に対してごみの排出量を5%削減し、リサイクル率を25%の目標値として掲げられました。そこで、本町のごみ総排出量の現状では、平成9年度で1万4,066トン。平成18年度がピークで1万6,152トンと、比較して14.8%の増となりました。このようなことからより一層のごみ減量、資源化を目指すため家庭ごみ有料化を実施、生ごみの減量を促進するために電動生ごみ処理機器の推進、また事業系等の持ち込みごみ検査の実施を行い減量に努めた結果、平成20年度1万3,684トンで、平成18年度に比べて2,468トンの減で約15.3%の減少となり、平成22年度の国の目標を遵守し、ごみの発生抑制に努めてまいります。

次に、総資源化量及びリサイクル率について、平成20年度の総資源化量内訳として直接収集8品目、粗大ごみ及び不燃に含まれる2品目、資源回収団体が6品目、合計1,839トン、ごみの総排出量は集団回収を含め1万3,684トンで、リサイクル率は13.4%となっています。リサイクル率はごみ減量により若干上昇傾向が考えられるが、国が示した目標値である25%で、本町の今後の取り組みと

いたしまして資源のさらなる分別が必要と考えておりますが、現清掃工場施設では資源の保管場所がないことから、再分別化は困難と考えております。将来的には田原本町一般廃棄物処理基本計画に述べているように、新施設稼働に合わせて平成27年度中に新たな品目として収集する計画でございます。

続きまして、第3点目、バイオマス計画を策定する部署はどこですか、予定はありますかについてお答えいたします。

議員がお述べのバイオマスとは生物資源の量をあらわす概念で、一般には再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをバイオマスと呼んでおります。バイオマスの種類は多岐にわたり、廃棄物系のもととして廃棄された紙、家畜排泄物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、下水汚泥、し尿汚泥等があり、未利用のものとして稲わら、麦わら、もみがら、間伐材等、またエネルギー作物としてはサトウキビ、トウモロコシなどの糖質系作物やナタネなどの油糧作物がございます。これらを利用してエチルアルコールの抽出、バイオ燃料、木質バイオマス発電、堆肥化等の活用がございます。

まず、本町の取り組みといたしまして、各家庭の廃食用油の回収を平成6年度より開始し、石けんを製造しておりましたが、平成21年9月1日より一部これを原料としてバイオ燃料として月額100リッターを購入して、環境管理課の資源回収車1台と場内のトラクターショベル1台に活用いたしております。また、もう1つの取り組みといたしまして、平成14年度より家庭用生ごみ処理機器購入助成を行い、平成20年度末でバイオ式及びコンポストで217台の助成を行い、家庭での生ごみの堆肥化を行ってもらっている現状で、今後とも住民に広報等で啓蒙しながら継続する予定でございます。

議員が述べられておられる大規模なバイオマス計画につきましては、今後の技術開発と相まっての国、県、他の市町村の動向も踏まえて町としてあるべき姿を模索すべきものと考えておる状況ですので、現在策定する部署等は決まっておりません。

次に、第4点目、リサイクル計画とバイオマス計画と新ごみ焼却場建設計画全体の構想は検討されていますか、どの部署で検討されていますかのご質問でございます。リサイクル等の計画につきましては、一般廃棄物処理基本計画の中で現清掃工場には容器包装リサイクル法に適応した選別設備がなく、プラスチック等の資源

ごみ収集品目を追加することができないなどの課題を踏まえ、新制度の整備に伴いごみ減量化、リサイクル等将来のごみ処理施策の方向を示しているところでございます。現在取り組んでおります新施設の整備手法が確定すれば、焼却施設と合わせてリサイクル施設の詳細をどのようにするのか、一般廃棄物処理基本計画等を踏まえ検討を重ねていく問題と認識しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森島庸光君 登壇）

○産業建設部長（森島庸光君） 吉田議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

2番目の建設工事の事前周知と安全確認についての1点目、事前周知は町の仕事だと思いますが、自治会に加入されておられない方等にはどのようにされていますか、これまでトラブルはありませんでしたかの質問についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、工事の施工に際しましては地元住民の方々のご協力が不可欠でありますことは言うまでもございません。と同時にご不自由をおかけする面もございますことから、工事情報、とりわけ通行止め等の交通規制に関する事前情報の周知徹底は大変重要と考えております。通常自治会員の方々には自治会を通じての回覧で、また自治会に未加入の方々及び事業所等につきましては文書あるいは職員が直接出向いて周知しているところでございますが、過去に事業所に対する配慮に欠け、トラブルを生じた事実がございました。現在そのときどきに誠実に対応し、ご理解を賜ったものと理解しておりますが、今後ともそのようなことがないよう情報の調査と施工業者への指導強化等も含めて徹底してまいりたいと考えております。

続きまして2点目、下水道工事用特記仕様書に通勤用車の置き場に注意すること、警備員は同一人を配置することを原則とすることを追加すること、下水道工事以外でも同様の文書を業者と交わして安全管理項目を徹底することはできないのかのご質問ですが、警備員を含む工事関係者の通勤車両の管理につきましては、現場事務所の設置用地に建設機械等を含めた十分な面積を確保させ、現場及び周辺に支障を来さないように指導しており、原則として同一警備員を同一箇所に配置する件につきましては、従来からそのように施工業者に対して指導しておりますが、やむを得



ず同一警備員を配置できない場合には、詳細な引き継ぎを行うよう監督職員から直接指導する形で対応しており、今後も指導を徹底してまいりたいと考えております。また、特記仕様書につきましては、下水道以外の建設工事につきましても所管課が各工事に応じた特記仕様書で対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ご答弁ありがとうございます。それでは、2度目の質問をさせていただきます。

建設工事の事前周知と安全確認について、これは役場の仕事と言いますか、自治会に入っておられない方にも十分事前に周知されるよう、今のご答弁のとおり事務が進むように期待しておりますので、よろしく対応をお願いいたします。

バイオマス計画についてですが、今先ほど言いましたように二酸化炭素の排出削減、2020年には25%、2050年に80%の削減と。これをしないと地球環境がもたないということで会議が行われています。この会議が成功しようが、しようまいが、田原本町としては、そういう方向に向けてどう努力するかということが問われるんじゃないかと思うわけですね。その点では今清掃工場を建設するという課題を持っている田原本町が本当に真剣に、この問題に取り組む一番近くにある自治体なんかなという思いをしているんですね。残念ながら答弁ではバイオマス計画というのは検討してませんと。清掃工場をつくるのは検討していますが、リサイクルやバイオマス計画という、そういう方向が検討されていないというのは非常にこれからの方向としては不十分な中身じゃないかなと思うわけですね。先ほども言いましたように、ごみをリサイクルする。リサイクルにはリユースやリデュースも含まれている考え方ですけども、それとともに土の中に二酸化炭素を固定化させるバイオマス計画というのが十分検討されるべきものだろうと思います。特に田原本町が集めているごみ、43%が紙・布類、また家庭からの台所から出るごみ、厨芥類は19%、その辺も含めた堆肥化ということが本当に検討されないとこの方向が進まないかなという思いがあります。その点では、今総合政策課というところで清掃工場の建設というのが検討されています。総合政策課がそういう全体像まで検討するところなのか、それともただ単に清掃工場を建てるだけの任務を持っていると

ころなのか。まずそこから、全体像がわかってませんので答弁を願いたいと思います。

それと、公務員の守秘義務違反についてであります。私は10月の委員会で町長から先ほど申しましたように、「理事者側から出た可能性がある」と十分認識しております」と、「総務部長はじめ各職員の中で調査しておるところでございます」という話をさせていただきました。この件について委員会で私は取り上げたわけですが、委員長のほうは、それ以上は追及しないという結論が出されましたので、この問題を今回一般質問で取り上げさせていただきました。その結果、答弁を期待していたわけですが、出てきた答えは管理職を含む全職員に聞き取り調査した結果そのような事実は一切ございませんでしたということでした。それでは聞きたいんです。この情報はどこから漏れたんですか。役場しか知らない、納税義務者しか知らない。納税義務者が言ってなかったら、役場しかないと普通は思いますよね。ところが、役場のほうはそういうことはしてないと。勝手に新聞社がどこかから情報を得るといふニュースソースがあつて初めてニュースになっていると思います。役場じゃなかったら、どこが可能性あるんですか。答弁願います。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。

それでは、まず清掃工場の問題について答弁させていただきます。まず、総合政策課の役割でございますが、総合政策課につきましては今の段階におきまして、新清掃工場を建設するという目的のために総合政策課でやっておるところでございます。それ以上の細かい具体的なりサイクル等につきましては、今後できるであろう建設室ないし建設にかかわるそういう課において具体的案については検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、守秘義務違反の件でございますが、10月の委員会のほうでも私自身述べさせていただきましたように、確かにそのニュースソースとして役場の職員が漏らした可能性があるということは否定できないというふうに考えております。それは今もそのように思っておりますが、ただ、全職員に対して聞き取り調査を行った結果そういった事実はないということでもありますので、私は職員の言うことを信用していきたいというふうに思っておるところでございます。ただ、今後といたし

まして私に課せられた課題といたしましては、これ以上の犯人捜しをすることでは私はないと思っております。私に与えられた責務は服務規律の遵守、綱紀の肅正、コンプライアンスの徹底、そして何よりも職員の意識の改革であります。先ほども古立議員、西川議員のご質問でお答えさせていただきましたように、規則の徹底した履行、また研修の実施、それに加えまして職員の内部通報に関する要綱を制定をさせていただいて職務の規律を図っていきたいと考えておるところでございます。ただ、何と言いましても、どれだけ研修会を積み重ねようが、規則を厳しくしようが、結局帰するところは職員の意識の問題であり、私たち職員が意識を変えない限り難しい問題であろうと私は考えておりますので、今後私を含め職員の意識の改革に全力を挙げていきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） まず、清掃工場とバイオマスの件なんですけどね。私はね、問題の取り上げ方が逆じゃないかと思うんですよ。全体像があって初めて清掃工場をどういうものにするかということが出てくると。清掃工場は清掃工場、リサイクルはリサイクル、バイオマスはバイオマス、こういうことでしたら、町の方向性が定まっていない。私、町長とは3年のつきあいになりますけども、議員としてね、個人的なつきあいはございませんが、やっぱりこの町をどういう町にしたいかという町長のビジョンが見えてこないんですよ。やはりごみの問題についても、ごみの削減、10%や15%は今のやり方で減るかわかりません。やはり50%以上減らすんだったら、それは全体的な方向性を考えていかないと減らないんですね。やはり清掃工場を建てるということ、大切ですよ。でも、全体のごみの計画の中で清掃工場をどう位置づけて、そしてどういうところにどういう工場を建てるかということになって当然ではないかと思うんですね。その点では今さら遅いという思いじゃなくて、これからでもまだ間に合うと私は思いますし、田原本町の職員の英知を發揮すればできる問題であると思いますから、総合政策課は新清掃工場を建設するだけが目的やと言わずに、先ほど答弁いただいた部長も力を出していただいて、全体としての田原本町の計画をつくる、その中でどう清掃工場を位置づけるかという方向をぜひ打ち出していきたい。もし答弁できるんだったら、答弁いただきたいです。

もう1つ、先ほどの守秘義務違反についてですね。職員の言うことを信じたいと、町長がやったようになんぼ口だけで綱紀肅正や服務規律の遵守と言っても、そこに気持ちがかもってなかったら、だれもそういう話を聞いているだけと、改善されないと私は思いますね。例えば、そこにどれだけ町長の真剣さが出てくるかということだと思っんですよ。その真剣さの1つとして、町長はこの問題をこれ以上追及しないとおっしゃいましたが、それではこの情報を漏らした方はもうこれ以上追及されないからよかったわと。漏らしてもこのぐらいで済むんやということで、みんな蔓延しますよね。反対に、私なんかでしたら、どの人が漏らしたんやと。この人か、あの人か、この人かと、すべての人を疑ってしまいますよね。この関係はよくない。その点では例えば電話の通信記録、メールの発信履歴、田原本町が持っている資料ってたくさんありますよね。役場から出てるだけではないです。例えば、個人の携帯もあります。それについて関係職員の方から、これは強制じゃないですよ、できませんよ。ただ、皆さんから情報を提供してくださいと具体的な話をされたら、ひとつアクションが起こるん違いますか。そういう具体的なことを取り組まれてこそ総務部長席に来てもらって、してないかしたかと言うだけじゃなくて、具体的に皆さん協力をお願いしたいと。皆さん一人ひとりが疑われてるんだから、皆さんの潔白を証明するためにも積極的に情報を出してくださいと。携帯電話も家庭のパソコンもあるでしょうと。出た人からはそれなりのものが出てくるでしょう。この問題の原因となったことは出てこないかわかりません。しかし、そこまで町長が言うんなら、やはりこういうことはしてはだめだなという1つのそういう実績というのは残ると思います。その点では余り時間を置くとこういう情報も集めることはできませんので、電話の通信記録、メールの発信履歴、これについて……。 (「そんなもん、電話の通信記録みたいなん、そんなもの公表でけへんやないか」と呼ぶ者あり)

議長、すみません。不規則発言がありますので止めてください。

このことを取り組む姿勢はあるのか、それとともに町長自身の電話の通信記録やメールの送信記録、事実を、潔白を証明するためにも議会に出すつもりはあるのか、この点について答弁を求めます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） はい、ありがとうございます。先ほどの言葉足らずで申しわ

けありません。清掃工場でございますけど、リサイクル計画を推進していくというのはこれはもうごく当然のことでありまして、田原本町だけではございません。日本全国、世界共通の認識と私は思っておりましたので、特定に触れなかったわけでございます。申しわけございません。今後リサイクル、一番肝心なのは分別だというふうに考えております。バイオマスにつきましても、分別していくことから始まるわけですから、そういった意味でいかに分別して資源は資源として利用していくかということは大きな課題として考えていきたいというふうに思っております。私が申し上げました総合政策課の話につきましては、具体的などどうするかという、細かい具体的な話については今後できるであろう建設室等で対処をさせていただくという意味合いでございます。言葉足らずで申しわけございません。

それから、守秘義務違反につきましてでございます。まず、個人の携帯、家庭にあるインターネットを含めて調べてはどうかということでございますが、私どもは警察ではございません。警察権力を保有しているわけではございませんし、各職員に対してこれ以上犯人捜しをすることは私は不可能であろうというふうに思っております。私のメール、見たければどうぞ個人的においでいただきましたらばメールも見せますし、電話の着信履歴等も含めて見ていただければ結構です。ただ、私も皆さん議会の前ですべてにさらけ出すことはできません。もし、議員個人見たいのであればどうぞおいでいただきましたら、私は十分に見せさせていただきます。

それから、余計なことかもしれませんが、これ以上職員の間でギスギスとした人間不信に陥る関係というのは私は避けたいというふうに思います。であるからこそ職員の内部通報制度というのをいち早く12月1日からこしらえさせていただいて、直接私のところに意見が来るようになっておるところでございます。これ以上もし犯人捜しをしたいのであれば、ご本人も今日の前にいらっしゃるわけですので、被疑者不詳等で警察権力の介入をお願いされてはいかがかと思います。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、9番、吉田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、11番、松本美也子議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） 議長のお許しをいただきまして、通告書どおり一般質問

をさせていただきます。

平成22年度本町の予算編成についてお尋ねをいたします。第45回衆議院議員総選挙におきまして政権交代となり、2009年9月16日鳩山由紀夫内閣発足後、2009年9月18日の閣議決定により内閣府に行政刷新会議が設置されました。政府は2010年度予算案に結果を反映させるべく、行政刷新会議の作業グループが3兆円の予算削減を目標に国の行う3,000事業のうち447事業を対象に事業仕分けが11日から27日まで行われました。皆様もご存じのように、この判定がそのまま実現するのではなく、判定内容を行政刷新会議に報告をいたしまして、同会議の了承を得て廃止かどうかの方針が決まります。ただ、行政刷新会議にも法的な強制力はございません。決定後は財務省主計局が中心となり、各省庁の予算査定に臨み、調整が難航すれば閣僚間で政治決着を図ることになります。今回事業仕分けのすべてが仕分け会場で一般の人が傍聴ができ、インターネットでも中継をしたことにより、国民の多くの方が強い関心を持ち、結果がどう反映されるのか注目をしているところでございます。法的拘束力がなくても無視するわけにはいかないのではと私は懸念をいたしております。事業仕分けについて賛否両論、問題点も指摘されており、もし事業仕分けの結果が予算に反映されるようなことになれば、事業によっては、識者の方から日本の将来を危惧する声が出ているのも事実です。事業仕分けの結果が反映されるようなことになれば、本町の予算編成にどのような影響があるのか、また、デフレと円高による町財政への影響についても、どのように影響があるのか、そして政府税制調査会は2010年度税制改正の取りまとめの結果、12月11日に税制大綱を決定する予定でございましたが、来週以降に先送りすると本日の各紙で報道をされています。来年4月から廃止とされているガソリン税などの暫定税率に伴う2兆5,000億円の税収の補填の問題、それにかわる地球温暖化対策税（環境税）の導入をめぐる調整が難航しているために先送りになっているとのこと。そのほかにもたばこ税の増税、所得課税の控除制度の見直しも浮上をしています。2009年度第2次補正予算案をめぐるでも、政府与党の協議は迷走し、閣議決定ならず、政府が目指す来年度予算の年内編成も危ういとの見方もあると報じられております。盛り込まれている内容においては地方財政にとって重要事項ばかりなのに、国から何も示されていない現状の中ではございますが、

本町においても2010年度予算の編成をしていかなければなりません。

そこでお尋ねをいたします。平成22年度の予算編成についての町長のお考えをお聞きかせいただきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。場合によりまして、自席にて再度問わせていただきたいと存じます。なお、自席にて各部にお尋ねさせていただく場合は、所管の委員会に関しましては委員会でお尋ねをさせていただきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 11番、松本美也子議員の平成22年度予算編成についてのご質問にお答えいたします。

国の新年度予算編成においては、政権交代により発足した新政府は前政権での予算要求基準を廃止し、新たな予算編成方針の柱として平成22年度の予算編成に当たっては無駄遣いや不要不急な事業を根絶すること等により、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を実現していくとなっております。政権公約を盛り込み、再提出された概算要求総額は過去最大の95兆円規模であり、これとは別に事項要求もあり、歳入見込みを大きく上回っており、3兆円規模を圧縮する方針とされております。

こういった中、内閣府に設置された行政刷新会議において予算編成の過程で今までにない手法として提出された概算要求について、その必要性について徹底した精査を行うなど、歳出の見直しを図るため事業仕分けが民間人を含む作業グループにより実施されたところで、予算の削減額は約7,500億円となり、これに公益法人の基金の返納などを加えると1兆9,500億円程度と見込まれております。約450事業の事業仕分けの評価結果については、事業の廃止、予算計上見送り、予算要求の縮減、制度等の見直し、自治体・民間の判断に任せる、見直しを行わないなどの結論が示されており、この判断を最大限尊重することが決定され、今後の編成作業に反映されていくものと考えられます。

これの本町への影響につきましては、国の予算編成が作業中であり、現時点におきましては具体的な把握が難しい状況でございますが、大きな事項について公表さ

れた事業仕分けの評価結果のみから推測をいたしますと、地方交付税交付金は算定を客観的なものにすべき、政策誘導を行うべきでないとの意見を踏まえた上で、制度の抜本的な見直しを行うとされております。また、国庫補助金関係につきましては、仕分け対象となったものの多くは要求額の縮減、見直しを行う等と結論が示されておりますが、個別事業についてどのような影響を受けるのかの見通しは大変難しい状況でございますが、国庫補助金の縮減による影響が出てくると考えております。また、税制改正についても現在作業を進められており、揮発油税の暫定税率の廃止やたばこ税率の見直し、環境税の創設など検討されておりますが、詳細が決定されておられませんので、本町への影響は把握しがたいところでございます。

いずれにいたしましても、新年度は大きな改革が予想されるわけで、今後の動向に十分注視し、対応してまいる必要があると考えております。本町の平成22年度の財政見通しでございますが、歳入においては特に町税において現下の厳しい経済情勢の影響による給与所得の低下や企業収益の悪化に伴い町民税の大幅な落ち込みが見込まれるなど、一般財源全体の増収は見込めない状況であります。一方、歳出においては公債費がピークを過ぎ、減少に転じたところでありますが、依然として高い水準であることや少子高齢化の進展による扶助費の増など経常的な経費の負担増も見込まれるところでございます。また、財政の弾力化の指標である経常収支比率は平成16年度の86.7%から平成20年度で93.6%と上昇し、財政の硬直化が進んでいるところであり、この面からも厳しい状況であると考えております。こうした町財政を取り巻く厳しい環境下にあっても自立可能な財政基盤を確立するため、平成22年度の予算編成に当たっては引き続き行政改革を推進し、事務事業等の徹底的な見直しを行い、適正な歳入の確保や歳出の抑制を図ることが必要であり、その上で住民の視点に立って厳しい施策の選択を行い、真に必要なニーズに対し財源の重点配分をするように努めていかなければならないと考えているところでございます。

このようなことから平成21年度と同様に一定の経常経費を対象に一般財源を配分する枠配分方式により前年度一般財源と同額とした配分を実施し、より一層の事業効果を勘案し、優先順位について厳しい選択を行うなど財源の重点的かつ効率的な配分に努めていきたいと考えておるところでございます。



以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございました。

ご答弁の中にもございましたように、国からの予算編成が作業中でございますし、具体的な把握が厳しい状況の中でありながら、本町の税収がさらに落ち込むことも十分予想される中で、まずは平成21年度と同様に一定の経常経費を対象に一般財源を配分する枠配分方式により前年度一般財源と同額とした配分を実施するとの明快なご答弁をいただきました。今後子ども手当、また高校授業料が実質無償化を実施されたとしても、住民の皆様は大変厳しい財政状況になろうかと思えます。現在の経済情勢よりもさらに雇用、環境問題等含めまして、住民の皆様の生活環境において厳しい状況になろうかと考えられます。さらに、税制改正においてでございますが、本日の朝刊の日経の新聞にもございましたように、所得税と住民税の一般扶養控除のうち、廃止によって負担増となる23歳から69歳の成人の扱いについても、財務省の試算によれば、家事手伝いの成人1人を扶養するケースでは年収240万円の世帯で年3万9,000円の負担増となることがわかったと示されております。それに環境税が導入されれば、車を保有している人よりもむしろ車を保有していない所帯のほうが増税になるともきのうのニュースでも報じられておりました。この税の収入がかなり収納率も厳しくなってしまうだろうかと思えます。この環境税導入によりまして、田原本町では皆様の生活が大変になるという状況も含めまして、さらに銭湯やその他の職種によってはかなり増税になることも予想されます。これ以上増税になれば廃業に、田原本町で事業されている方も廃業に追い込まれるようなこともあり得るかと思えます。その際の町としての産業観光課におきましてどういう支援を考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。そして、税収入が落ち込み、さらに税の収納率も今後2010年度に減額されたとしても予算の編成について影響はないのか、町民の皆様に直接影響のある下水道の普及の計画は次年度も、2010年度も計画どおり達成できるのかお尋ねをしたい。

もう1つ、税の収納ができなくなった町民の皆様のための相談窓口は税務課でどのようにされているのか、お尋ねをさせていただきたいと思えます。よろしく願い申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） まず、中小企業の関係でございますけれども、現在町のほうで一般の融資制度あるいは緊急融資制度を実施しております。来年度のことについて今まだこれから予算審議が始まるわけでございますけれども、部といたしましては引き続き支援をする方向で進めていきたいと思っておりますけれども、今後の予算ヒアリングの中でのまた動向次第だと考えております。

それから、下水道につきましては、国の動向もございませけれども、現時点では今までの計画どおり進めていく予定をしております。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 既に先ほどお答えいたしましたように、経常経費の一定の枠をはめて執行するという、現段階ではそういう状況の考え方の中で、今おっしゃいました税収の減少、いろんな部分でその影響は出てくるとは思いますが、今はまだ把握のし切れない部分がございますけれども、税務相談等につきましては例年と同じく実施をしてみたいと、このように考えております。また、必要であれば窓口のほうで随時相談をさせていただきます。相談窓口は随時税務課の窓口でさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） ありがとうございます。まずはこの税収が落ち込まないように、やはり大事な財源でございますので、その辺の取り組みもよろしくお願いをしたいと思います。

相談窓口でございますが、これはもう要望にとどめさせていただきたいんですけども、税務課のほうで今後いろんな形で税は納めていただかねばいけません。これが原則でございます。その上に立って、今申し上げましたように、本当にこの経済情勢の厳しい中で皆様が税金を納められにくい、また納められない状況において、分割でも必ず納税をしていただくということを前提に置きまして、きちんと相談窓口を設置していただきまして、皆様に本当に分納であっても絶対税は納めるべきだということをご希望を町民の皆様との取り組みをお願いしたいと思います。それに応じてでございますが、税務課で今の状況では個々にいろんな家庭事情も含めて相談がし

にくい状況にあるのではないかと思います。税務課の少し端のほうで周りの人に聞こえないようについ立て等を立てていただいて、丁寧に状況をお聞きして、どういう形で分納ができるのか、また税金を納められるのかということ相談窓口をもう少し丁寧にできるような体制でソフト面、ハード面ともにしていただきたいと、これは要望させていただきます。そのときに社会福祉協議会のほうでもかなりいろんな支援、学校の入学の支援、またその他の福祉面の支援についてもしていただいております。そして、教育委員会におきましても、いろんな子どもの学校支援もしていただいております。でも、町民の皆様は広報でそれを知ったとしても、今現実目の前にそのことが起きてこない、なかなかそのことを把握できない状況であります。その相談窓口が設置された時点での社会福祉協議会のその支援のこと、そして教育委員会、また町全体で支援をしていただいている情報をその方にきちんと書類等でお話をしていただきまして、そこの担当課にもつないでいただいて、町民の皆様が安心して納税できるように、また納税は必ずしていただけるという取り組みを、またその環境を整えていただきたいと思います。町民の皆様が本当にこの厳しい状況にありながら、行政と一体になって町の財政を守っていく、維持していく環境をお願いを申し上げまして、以上で終わります。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、11番、松本美也子議員の質問を打ち切ります。

続きます、3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 議長のお許しをいただき、通告どおり一般質問をさせていただきます。

私は選挙中「子育て支援を充実させるために頑張ります」と訴えてまいりました。その時、町民の方々から「子育ての悩みを聞いてくれるところが欲しい」、「子どもの発達に不安を持っている」、「食べ物の安全性を気にしている」、「保育所に入れて働きたいが、いっばいと聞いている」などという声が聞かれました。

そこで、保健センターで実情を聞かせていただきました。その中で歯科保健について、これまで大変頑張っておられたことがわかりました。母子保健事業では健康診査として1歳6カ月児と3歳6カ月児の健康診査がされております。とりわけ1

歳6カ月児の虫歯は平成5年3.2本あったものが平成18年には0.4本に減り、3歳6カ月児の虫歯は平成5年2.6本あったものが平成18年には1本にまで減っています。これは歯科衛生士及び保健センターの職員の方々の地道な努力の結果です。歯は本当に大切な身体の一部ですし、幼児が虫歯になると、まずかめない、食べられない、痛がる、まして歯科医院に行くのを嫌がる、治療を怖がるなど、親子ともに困り果てることは目に見えています。ところが、この1名であった歯科衛生士が10月末で退職されたと伺いました。その後、日々雇用の方が補充されています。現在は町内、町外の歯科医院の7名のパートとしての方がシフトを組んで来ていただいています。

最近子どもを取り巻く環境は悪くなっております。また、母親の産後のうつ、高齢出産、母親の育ちなどさまざまな原因で児童虐待が増えています。児童虐待は子どもへの暴力などの身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、これは保護の怠慢や拒否により健康や安全を損なう行為です。言葉による脅しなどの心理的虐待などがあります。虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、警察、近所の人、保育所・幼稚園などから連絡が入りますが、それに対応しているのはたった1人の担当者だけです。この保健師はそれだけではなく学童保育の申請、調整、集金などの業務も担当されています。もちろん子育てサポートセンターと連携していますが、中でも委託している児童家庭支援センターあすかには月10数名もお願いしているとのこと、それにしてもたった1名では十分な対応は不可能と思われれます。虐待という問題は人間の人格形成に重大な悪影響を与え、場合によっては生命にかかわります。本当に素早くきめ細かな対応が求められます。保健センターでは以前は9名いた保健師が今は3名に減らされています。保健センターは町民の健康増進と生命を守る行政の要とも言えます。田原本町の子どもたちの健やかな成長のためには保健師の増員はどうしても必要です。

そこで、3つ質問させていただきたいと思います。これまで行ってきた歯科衛生に対する認識を伺いたいと思います。2つ目、これだけの仕事をされてきたのは正規の歯科衛生師がおられたからだと思いますが、歯科衛生士を正規採用すべきであると思いますが、見識を伺いたいと思います。3つ目、子育て支援を充実するためには早急に保健師の増員をしていただきますよう要求します。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） 3番、森議員のご質問にお答えいたします。

第1番目の保健衛生について、第1点目の歯科衛生のこれまでの取り組みに対する認識を問うというご質問でございますが、本町の歯科保健の状況は平成5年度の3歳児検診時に虫歯保有率が52.7%と全国平均及び奈良県平均と比べてかなり高く、当時の歯科衛生の状況としましては非常に悪い状況でありました。当時の町歯科医師会長からの薦めもあり、行政に歯科衛生士を配置し、住民の歯科衛生の向上に努めるべく平成8年度に歯科衛生士を職員として採用し、保健センターに配置いたしました。その後におきまして、乳幼児健診時に歯科健診に加えて虫歯予防の歯みがき指導及び相談をきめ細かく実施するとともに、虫歯菌の培養検査や虫歯予防教室の企画・実施など歯科保健事業についても積極的に取り組んだことによりまして、平成18年度の3歳児健診における虫歯の保有率は22.7%と半数以下に減らす結果となりました。また、近年では歯周疾患が高齢者の残存歯数を減らすとともに、寝たきりの原因に起因しているとのことから、成人期からの歯周疾患健診に加え、学童期から教育活動を含め小学校を巡回しての歯周疾患予防の教室や、かむことの大切さを教えるための歯科保健指導の実施を本年度から実施しております。なお、最近の乳幼児の歯科健診結果を見ますと、虫歯の子どもは県平均よりも低くなっておりませんが、そしゃく、嚥下が下手な子どもが増えてきています。乳幼児期は健康な口腔形成と生涯の食生活の基盤となる重要な時期であることから、食べる機能の発達に応じた歯科保健習慣や食行動の育成を今後推進していきたいと考えております。

2点目の正規歯科衛生士を採用すべきであるが、見識を問うというご質問でございますが、歯科保健事業の推進のために常勤の歯科衛生士が必要であるかどうかにつきましては、歯科保健事業の評価等を行い、町民ニーズの把握や効果的な事業計画の実施を考慮し、考えてまいりたいと考えております。

3点目の子育て支援を充実するための保健師の増員を求めるというご質問でございますが、本町では平成18年4月より民間機関に虐待の対応を含めた児童相談業

務を委託しておりますが、全国的に乳児・児童に対する虐待が年々増加しております。本町におきましても同様の傾向であることから、より一層充実した対応を行うために今後検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） ご答弁ありがとうございました。

2点目の歯科保健事業の評価などを行い、住民ニーズの把握や効果的な事業計画の実施を考慮しておっしゃってくださっていますが、この歯科、私が聞きたいのは歯科衛生士さんが今までやってこられたことに対するどういう評価をされているのか、今評価されてないのか、どういう評価なのかという結果を教えてくださいなと思います。

それと、住民ニーズの把握ということをされるということですが、住民ニーズの把握というのはどの課のどなたがされていくものか、どういうふうにされるものかということをお聞きしたいと思います。まずそれだけ、お願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。

評価につきましては、十分先ほど1点目でも答弁いたしましたように、虫歯の本数がかなり減っているというのはものすごく評価しております。この事業につきましても、今年からしております食生活の行動、食育の事業につきましても推進していきたいなと考えております。

住民ニーズでございます。この分につきましては、1歳児健診、3歳、1歳6か月とかいろいろな健診がございます。そのときに子どもに対する虫歯のそしゃくとか嚥下の上手な使い方、噛み方についても十分考慮し、指導員をして指導していきたいなと考えております。

○議長（松本宗弘君） どの課のどなたがされるか。

○住民福祉部長（松田 明君） その部分につきましては、保健センターを窓口として業務を行いたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） はい、ありがとうございます。今のお答えに関係してきます

けれども、先ほど言われたセンターの窓口で調査をしていくということですが、そのセンターの窓口というのはやっぱり保健師さんの数の問題とかにもかかわってくると思います。保健師さんは事務仕事でなくて直接子どもに触れ合う仕事というのが多いわけですし、3点目の最後のところにも、より一層充実した対応を行うためにも今後検討していきたいと考えておりますということで、私が言っているのは保健師の増員のことでございますが、保健師の増員を今後検討していくというのは、どういうふうな検討をされていくのかなというのが気になりました。本当に増やすということを考えておられますかと。まさかこのままの状態、もしくはさらに減らすということで検討していくということではないでしょうねという気持ちなんですけれども、この点は町長さんのほうに聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。検討というのは、別に減らすことを前提にはしておりませんし、かと言って増やすことを前提にしておるわけでもございません。正確な行政評価をする中であって、今後どのような方向に向かっていくのかということも十分精査をしながら、必要な人員は必要なところに配置をさせていただきたいというふうに思っております。ただ、ご承知のように行政改革におきまして、来年度も4月1日におきましては本町の一般職の人数を281名にするという集中改革プランによって決められておりますので、その数字の中で対処をさせていただくということでございます。以上です。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、3番、森議員の質問を打ち切ります。  
これをもちまして一般質問を打ち切ります。

---

#### 総括質疑（議第44号から議第59号までの16議案について）

- 議長（松本宗弘君） 続きまして今期定例会に一括上程いたしました議第44号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第6号）より議第59号、国保中央病院組合規約の変更についてまでの16議案について、去る7日に行われました町長の提案理由の説明に対し総括質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。
- 9番（吉田容工君） それでは総括質疑をさせていただきます。

まず、議第44号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第6号）についてであります。質問する項目は障害福祉費です。

今般、障害福祉費が6,340万円の増ということで計上されています。この増加の要因は何か、なぜこれだけ増えたのかということの説明願えますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。

まず、障害福祉費の増加の要因につきましては、主なものといたしましては、平成21年4月から障害福祉費のサービス報酬費の平均価格が5.1%を引き上げたものによるものと、サービスの利用者数及び利用時間の増によるものでございます。そして平成21年7月からの利用者の負担の上限の額が軽減されたものに伴いまして、その分に約6,000万円の補正を必要といたしました。よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 利用限度額と言いますか、負担の上限の決め方が世帯単位から個人単位になったと。それと資産要件が撤廃されたということで利用が増えたということですね。

この障害福祉費と言いますか、この自立支援の関係はね、例えば田原本町で障害をお持ちの方に対して、この方は何時間のサービスを受けれますよとかということ田原本町が決めて、そしてこれだけ利用できますよという配分をしてますよね。その点では、その利用条件負担上限額と資産要件がなくなる前の、その利用時間の額、大体150人ぐらいの方を対象にしていると聞いてますけども、その時間の合計額と、制度が変わった以降の合計額に差があるのか。ここをちょっと説明していただきたいと。

それと、誠に申しわけないですけども、これは3回しかできないということで次に言うのを忘れましたが。予防費についてもちょっとお伺いさせていただきます。

予防費は、これは新型インフルエンザ対策と。先ほども一般質問の答弁であったと思いますが、生活保護世帯と非課税世帯に対する、この接種費用の補助費の計上だと私は思うんですね。



そこで具体的な話で誠に申しわけありませんけども、この非課税世帯がこのインフルエンザを受ける、そして接種費用を免除してもらうためには非課税証明書というのを上げないといけない。例えば、田原本町に今年の1月1日現在には住んでおられましたが、それ以降、体調の関係もあって別の市町村に変わられた、特別養護老人ホームに入られた、その場合は今時点は住民票はほかの市町村にあるわけですね。非課税証明を上げないといけないとなると、田原本町で非課税証明を上げて、そして今お住まいの自治体で接種費用を免除してもらえるのか。その辺の手続きを説明していただけますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） まず1点目のサービスの時間でございます。

一応、身体介護サービスにつきましては、30分までの費用は2,300円が2,540円に、そして家事援護のサービス、1時間未満1,500円が1,970円という形でございます。そしてサービス利用件数、まあ利用人数でございますけれども、大体150名が以前は124名から150名、約21%の増でございます。したがって、その合計といたしまして、サービスの利用者数、利用件数の額としても4,132万4,000円が増額になっているということでございます。

それで2点目の新型インフルエンザワクチンでございます。

確かに田原本町で1月1日は住民票はありました。この方については賦課、要するに課税は今期は田原本町でございます。途中でほかへ行かれた場合でございますけども、一応ほかの市町村で、施設の方で接種された場合、その施設のほうで負担金、接種費用を納めていただくのが従来でございます。ただ、そこで非課税であるという証明は田原本町でしか出ません。しかし、田原本町に取りに来られるか、またその転出された施設の方が田原本町に非課税証明を依頼された場合には柔軟な姿勢をとっていききたいなというふうに考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） その行ったほうの自治体が県と相談してますと。何でうちで負担しないといけないのかというような話をされているようですので、ぜひちょっとその辺はちゃんと対応できるように話を詰めていただきたいと思います。

次に、議第45号、平成21年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第1

号) について質問いたします。

この一般会計繰入金が954万8,000円増えたということで、保険基盤安定繰越金が908万5,000円、そのうちの約半分500万円が、保険者支援分が増えたと伺っています。この辺で保険者支援分がどういう理由で500万円増えたかということについて説明をお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。

542万3,000円の増額につきましては、この保険者支援分は前年度の医療分、そして後期高齢者支援金分と介護分、それぞれについて1人当たりの平均収納額に最低所得者の人数等を国が示す率により算出したすものでございます。今般の増額は、平成21年度予算作成時に後期高齢者支援分についての実務実績が初年度のため不確定であったため、多大な算入見込みを避けるために計上時に考慮したもので、今回それを含めた実績が出たものと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは次の議第47号、平成21年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質問します。

今回歳出に当たりまして、要介護者、要介護1から要介護5の方の居宅サービス、施設サービス、さらにサービス計画給付費がすべて増えています。また、要支援者への給付も増えています。さらに低所得者対策についても増えています。この利用が増えている要因は何ですか、説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。

増えている要因につきましては、要介護サービスでは訪問介護が減少し、デイサービスと通所介護等が増加したことによるものでございます。通所介護予定者が3,300件の予算を見込んでおりましたが、デイサービスの希望が増加し、500件増の3,800件となり、施設介護給付費、介護老人福祉施設予定者が1,050件を予算で見積もりしておりましたが、40件増の1,090件となりました。また、介護老人保健施設の予定者が1,100件を予算で計上しておりましたが、1

00件増の1, 200件となり、いずれの件数の増でございます。

居宅介護サービス計画では、要介護のケアプラン作成予定件数が6, 300件の予定を見込んでおりましたが、100件減少しましたので、制度の改正に伴い基準単価の平均は1, 100円の増加に伴う約6, 000万円の増額補正でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしましたら訪問サービスよりもデイサービス、また特養の利用は見込みは1, 200件ですね。それとケアプランについては単価が上がったということですね。また詳しくは担当委員会でもよろしく願いします。

次に、議第49号、田原本町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について質問します。

この条例改正は農地有効利用支援整備事業というのが国で平成21年、22年、23年の3年間計画されたと、それに対応するための改正だと思います。その点で平成21年度の補正は今予算で上がっていますので、大体どのぐらいの規模かわかりますね。あと平成22年度、23年度ですね、どういうふうになるのかというのが見えてこないの、その予定等の説明ができましたら、よろしく願いします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） 今ご質問いただきましたように、農地有効利用支援整備事業でございます。これの目的なり、実施期間を当初いただいておりますのが、平成21年度から23年度ということになっていただいておりますので、現時点では我々も平成22年度も続くだろうという予想はいたしておりますけれども、お聞きのように現在の国の予算措置の状況では厳しい見方もあるわけですし、そのときはその国の動向によって、また予算編成を考えたいと、こんなふうに思っております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 要するに今のところでは予想できないということで、よろしいですね。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） その通りです。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは最後になりますけども、議第59号、国保中央病院組合規約の変更について質問させていただきます。

今、国保中央病院は4町が出資をして、そして運営しているということで、これまでは国から来るお金は、すべて田原本町、三宅町、川西町、広陵町というところに分担されて、田原本町は田原本町分を国保中央病院に払うと。三宅町は三宅町分を払う、川西町は川西町分を払う、広陵町は広陵町分を払うということでされていたのが、今回は田原本町に一括で払いますので、そこから国保中央病院に渡してくださいよというふうに変ったのかなという私は認識ですけどもね、そこを詳しく説明してもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。

国保中央病院分としての普通交付税及び特別交付税措置がございます。国保中央病院には直接交付されず構成市町村ごとに配分され、それを病院に支出するのが目的でございます。

従来、特別交付税措置されておりました項目のうち、救急告知病院につきましては本年度から普通交付税措置に変更されたものでございます。交付税措置をされた額は構成市町村ごとの負担割合に応じて分割して配分を受ける場合は、一括配分を受ける場合とは、元の交付金の影響はないと。これにより金額の増減はございませんということでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あの、もうちょっとわかりやすく説明してほしかったんですけども。

例えば国保中央病院を運営するに当たって、地方交付税で手当てされているお金と特別地方交付税で手当てされているお金があると、地方交付税には病床数分220床がありますから、その分に応じるお金と元金償還分に応じるお金と救急告知病床分にかかるお金が普通地方交付税で配分されます。それに今おっしゃった救急告知病院分というのが新しく入ると。ただ、最初の病床数分と元利償還分と救急告知病床分は4町にそれぞれ分担されますけども、救急告知病院分は田原本町だけに入ってきますと。特別交付税の中では、まだ小児救急医療提供病院分とか、小児医療

病床分とか、共済費追加費用分とかまだあって、それは4町に分けて入ってますよということですね。

それで何が聞きたいかというのは、これを田原本町が一括で受けるということで、受け取る金額が減ると違うかなと心配をするわけですね。そこでこの制度が変わったことによって、国保中央病院の費用として出す分が減るのか、同じなのか、増えるのか、ここを説明してください。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） おっしゃったとおりでございます。ただ、特別交付税から普通交付税に回った分につきましては3,290万円ございます。これは交付税措置される額が、先ほど言いましたように、負担割合に応じて分割して配分を受ける場合、一括配分を受ける場合とは、元の交付税の影響がないために、それによって田原本町が減るとか、増えるということではなしに、額につきましては一緒にございますということでございます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、よろしいですか。（「はい、結構です」と吉田議員呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

---

---

#### 上程議案の委員会付託について

○議長（松本宗弘君） それでは一括上程されております本議案につきましては、各所管の委員会におのおの付託いたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、所管の各委員会におのおの付託をいたしまして休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては、事務局長をもって朗読をいたさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは委員会別の付託議案につきましてご説明させていただきます。

まず、議第４４号、平成２１年度田原本町一般会計補正予算（第６号）につきましては、各常任委員会。

議第４５号、平成２１年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、厚生環境常任委員会。

議第４６号、平成２１年度田原本町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、厚生環境常任委員会。

議第４７号、平成２１年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第３号）につきましては、厚生環境常任委員会。

議第４８号、田原本町後期高齢者医療に関する条例及び田原本町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、厚生環境常任委員会。

議第４９号、田原本町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、産業建設常任委員会。

議第５０号、田原本町道路線の認定についてにつきましては、産業建設常任委員会。

議第５１号、財産の取得についてから議第５８号までの８議案につきましては、総務文教常任委員会。

議第５９号、国保中央病院組合規約の変更についてにつきましては、厚生環境常任委員会。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後２時３６分 散会